

# アートNPOデータバンクの発行にあたって

**こんな助成制度があればいいのに！**

**どんな助成金があるの？**

アートNPOの8割以上が、なんらかの助成金によって事業を展開しているという。だが、昨年度のアートNPO活動概況調査に「アートNPOの特性をふまえた助成制度が整備されていない」という意見が多く寄せられたように、現状の助成制度に満足しているわけではないことがわかる。

いったいアートNPOはどのような助成金を活用し、どのような問題を感じているのだろうか？

アートNPOによる芸術文化活動が、全国各地でダイナミックに展開されはじめたことにより、既存の文化施設やアーティストの創作活動を支援する目的で整備されてきた助成制度に新たな役割が求められている。それら多彩な活動は、芸術のジャンルや文脈を超え、地域やコミュニティなどと幅広く関わりながら市民みずからが当事者となって芸術文化に関わる状況をつくりだしている。これらアートNPOの活動を支援する助成制度は"まだ"充分整備されていない。新しい社会のうねりに制度が追いついていないからだ。

2007年度のアートNPO活動概況調査は、助成を受けるアートNPOの意識や課題を抽出することを目的にリサーチをおこなった。このリサーチからみてきたのは、助成制度に感謝し、高い期待を抱きながらも、制度が現場の実態に即していないために戸惑うアートNPOの姿であった。助成を得て事業を実施すればするほど疲弊する実態、設立間もない団体や領域をまたぐ活動に対する助成がない（合致する助成がない）こと、どこにどのような助成金があるか分からない（情報不足、アクセス方法が分からない）ことなど、前向きに事業をすすめようとする団体がおちいるジレンマである。

行政や財団、企業などが新たな助成制度を探りはじめているいま、アートNPOが助成制度を活用するなかでどのような課題を抱え問題と感じているかをこのリサーチによって明らかにし、紹介したい。

当データバンクが助成制度の発展に寄与できれば幸いである。

特定非営利活動法人アートNPOリンク

2008年3月

## 本書での取り決め

本書では、NPOというとき、とくにNPO法人と記載がない場合は広義の意味で使用し、任意団体等も含めるものとします。また、本書でアートというとき、現代・古典に関わらずひろく美術・音楽・工芸・舞台芸術・芸能・生活文化など芸術文化全般を指し、特定のジャンルについて規定するものではありません。

# CONTENTS

3 特定非営利活動法人 アートNPOリンク  
活動紹介

11 アートNPOの基盤整備のためのリサーチ  
検証結果報告

37 アートNPOの取り組み その広がりと課題  
インタビュー

53 アートNPOリンク  
会員団体情報

91 アンケート回答団体  
情報

115 全国のアートNPO法人  
一覧

特定非営利活動法人  
アートNPOリンク

活動紹介

特定非営利活動法人

# アートNPOリンク

アートNPOリンクは、アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ社会的な存在であるとの認識のもとに、この力を広く社会にアピールしていきます。アートNPOは、市民自治の理念にもとづき、アートと社会の橋渡しを通して、幅広く領域をこえたNPOと連携し豊かな市民社会を創出する役割を担っています。

アートは社会の変化を先取りする力を持っており、アートNPOは社会を変革する潮流において大きな力を発揮できると考えます。そのためには、さまざまなハードルを乗り越え、基盤整備を推進する必要があります。

アートNPOリンクが行う事業の中で抽出された課題や共有化されたニーズをもとに課題解決に向けて次のような取り組みに着手していきます。

- 1 **アートNPOの社会的ポジションを確立し、社会に向けて提言**
- 2 **アートNPOと他のセクターとのパートナーシップ**
- 3 **アートNPOに関する情報収集・発信・研究調査**
- 4 **アートNPOの基盤強化とマネジメントの確立**
- 5 **地域密着型のフォーラム開催と全国展開**

## おもな事業

### 全国アートNPOフォーラムの開催

2003年より「全国アートNPOフォーラム」を毎年開催しています。

### アートNPOデータバンク

全国で活動しているアートNPOの活動概況をリサーチし、アートNPOの活動を紹介しています。

### アートNPOリンク井戸端会議

アートNPOやアートNPOリンクの活動に関する意見交換会や勉強会、ワークショップを開催しています。

### アートNPO☆NEWS(メルマガ)

会員アートNPOやアートに関する情報を、毎月メルマガジンにして希望者にお送りしています。

### アートNPOのコーディネート

アートNPOのマッチング、コーディネートをします。

### デザイン

アートに関する書籍やチラシのデザイン、アートディレクションをしています。

## アートNPOならではの

## 新鮮なビジョンを社会に提案していく、

## ゆるやかなネットワークを目指して

<http://arts-npo.org>

アートNPOリンクの活動情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

#### 会費募集

特定非営利活動法人アートNPOリンクは、会員(支援者)による年会費を経営基盤に、助成金や企業協賛、事業収益等によってアートNPOフォーラムやデータバンク発行をはじめとする事業、メールマガジンの配信などの会員サービス活動をおこなっています。みなさまのご参加をお待ちしております。

入会金	一律 3,000 円(初回入会時のみ)
年会費	正会員(個人・団体とも) 一口 10,000 円
	賛助会員(個人・団体とも) 一口 5,000 円
	学生会員(個人のみ) 一口 3,000 円

#### 申込方法

メールまたはお電話にてお申込みください。

- ①必ず件名に「アートNPOリンク入会申込」とご記入のうえ、メールしてください。
- ②申込用紙をお送り致します。
- ③申込用紙にご記入いただき返送ください。
- ④正会員は、理事長の承認ののち会員登録となります。
- ⑤指定する口座に入会金と会費を納めていただき会員登録完了です。

#### 申込先

特定非営利活動法人アートNPOリンク事務局

E-mail:anl@arts-npo.org

TEL:075 231 8607

### メールマガジン「アートNPO☆NEWS」配信中心!

会員アートNPOの活動情報を掲載して毎月1回メルマガをお届けしています。配信希望の方は、メールにてお申込みください。(配信無料)  
必ず件名に「アートNPO ニュース購読の申し込み」とご記入のうえ、メールしてください。

#### 申込先

特定非営利活動法人アートNPOリンク事務局

E-mail:anl@arts-npo.org

# アートNPOリンク 活動歴

2003-2007

## ACTIVITY of ARTNPO LINK

### 2003

- Sep.14 第1回全国アートNPOフォーラム プレ・イベント (横浜市)【主催】
- Oct.12-13 第1回全国アートNPOフォーラム in 神戸 (神戸市)【主催】

### 2004

- Aug.4 smt オープンカフェ アートNPOフォーラム・仙台セッション (仙台市)
- Oct.23-24 第2回全国アートNPOフォーラム in 札幌 (札幌市)【主催】
- Oct.24 アートNPOリンク準備会発足

### 2005

- Jun.-Nov. EU・日本創造都市交流 2005 【コーディネート】
- Jun.13-23 EU・日本創造都市交流 2005 英・仏 視察団参加
- Sep.15 第1回アートNPOリンク井戸端会議 (東京都)【主催】
- Nov.5-6 第3回全国アートNPOフォーラム in 前橋 (前橋市)【主催】
- Nov.20 EU・日本創造都市交流 2005 ワークショップ (京都市)【企画】
- Nov.25-26 EU・日本創造都市交流 2005 シンポジウム (横浜市)【協力・デザイン】

### 2006

- Jan.20 特定非営利活動法人認証 (京都府)
- Mar.29 アートNPOリンク・文化庁 共同勉強会 (東京都)
- Apr. 書籍『アート戦略都市』【アートディレクション】
- May.15 第2回アートNPOリンク井戸端会議 (京都市)【主催】
- Jun.-Dec. アサヒ・アート・フェスティバル 2006 【検証・評価】
- Jun.11 文化経済学会セッション「アートが地域資源を発掘する」(久留米市)【企画】
- July.1-2 コンカリーニョ・アート・フォーラム (札幌市)【協力】
- Sep.- 創造都市交流 2006 (横浜市、英国、シンガポール)【企画協力】
- Oct.14-15 全国アートNPOフォーラム in 青森 (青森市)【主催】
- Nov.24-26 全国アートNPOフォーラム in 別府 (別府市)【主催】

### 2007

- Jan.31 第3回アートNPOリンク井戸端会議 (京都市)【主催】
- Feb.2-3 英国・シンガポール・日本 創造都市交流シンポジウム (横浜市)【協力】
- Feb.24 全国アートNPOフォーラム in フェスゲ! (大阪市)【主催】
- Mar. トヨタ・子どもとアーティストの出会いパンフレット【アートディレクション】
- Mar.3 トヨタ・アートマネジメントフォーラム 2007 分科会 D 参加 (東京都)
- Mar.10 トヨタ・子どもとアーティストの出会い in 沖縄シンポジウム (那覇市)【後援】
- Mar. アートNPOデータバンク 2006 (平成18年度文化庁芸術団体人材育成支援事業)【発行】

- Apr.- アサヒ・アートスクエア運営【運営・管理】
- May. TOA 音楽と教育の意識調査【協力・アートディレクション】
- May.19 第4回アートNPOリンク井戸端会議 (大阪市)【主催】
- Aug.13 アサヒ・アートフェスティバル 2008 AAF 学校 AAF06 検証結果報告
- Aug.27 大阪フェスティバルゲートに関する声明を発表
- Aug.-Dec. 「Kids in the Arts」公募プログラム【アドバイザー】
- Oct.-Mar. 名古屋市文化振興施策研究会参加 (名古屋市)
- Oct.9 第4回アートNPOリンク井戸端会議 (大阪市)【主催】
- Nov.5 第5回アートNPOリンク井戸端会議 (東京都墨田区)【主催】
- Oct.27-28 「世界の温泉文化創造都市を目指して」シンポジウム (別府市)【協力】
- Dec.14-16 全国アートNPOフォーラム in 淡路島 (兵庫県洲本市)【主催】
- Mar. アートNPOデータバンク 2007 (平成19年度文化庁芸術団体人材育成支援事業)【発行】



全国アートNPOフォーラム in 別府

全国アートNPOフォーラム in 前橋

十六夜会(コミュニティ・カフェ)

## ASAHI ART SQUARE



アサヒ・アートスクエア  
http://arts-npo.org/aas/

〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋 1-23-1 スーパードライホール 4F  
TEL : 090-9118-5171 (事務局 10:00-18:00 [火曜日定休])  
FAX : 03-5608-5319  
E-mail : aas@arts-npo.org

アサヒ・アートスクエアは、隅田川・吾妻橋のほりにある金色の炎のオブジェ“フラムドール”の下にあるアートスペースです。2007年4月より、アートNPOリンクが運営しています。ビールやソフトドリンクを飲みながら、音楽やダンス、演劇、美術、映像、などさまざまなアートをお届けします。また、新たな表現に挑戦するアーティストの皆さんに特別価格で会場を提供しています。詳しくはアサヒ・アートスクエアウェブサイトをご覧ください。



## ART PROTOCOL: 淡路島アート議定書!

全国アートNPOフォーラム in 淡路島  
2007/12/14-16

全国アートNPOフォーラムは、2003年神戸を皮切りに、  
全国7地域で開催し、これまでに約1,000人が参加しています。

「全国アートNPOフォーラム」は、アートという共通項のもと、活動内容や形態を異にするさまざまな全国のアートNPOが集い、討論する場を設けています。アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ、社会的な存在であるとの認識のもとに、アートNPOの意義を社会に訴え、それによってアートをめぐる環境が社会の理解を得ながら向上していくことをめざします。

2007年は、淡路島中部の兵庫県洲本市にある旧紡績工場赤レンガ倉庫を会場に「全国アートNPOフォーラム in 淡路島」を開催しました。ここでは、NPO活動における課題や共有化されたニーズをもとに、アートNPOの基盤が向上するよう芸術文化振興に関する『淡路島アート議定書!』の発表に向け、発展的な議論と骨子の合意ができました。

あわせて、瀬戸内海に面した地域で活動する4団体が事業実績と今後の展開をプレゼンテーションし、瀬戸内地域の魅力とそれら地域におけるアート活動の意義について意見交換会を開催。最後に地元淡路島アートセンターの活動に対し、アートNPOのネットワークが協力をしていくという宣言が議事録に付け加えられ終了しました。そして、このフォーラムをきっかけに新たなアクションが芽生えつつあります。

## 全国アートNPOフォーラム in 淡路島

タイトル 『art protocol: 淡路島アート議定書!』

日時 2007年12月14日(金)、15日(土)、16日(日)

会場 旧紡績工場赤レンガ倉庫(兵庫県洲本市塩屋1-1-8)

### プログラム

#### 12月14日(金)

15:30~15:40 開催あいさつ 久保拓也氏

15:40~16:25 基調講演 北川フラム氏

16:25~18:40 プレゼンテーション

1. 特定非営利活動法人 BEPPU PROJECT
2. 特定非営利活動法人クオリティ アンド コミュニケーション オブ アーツ
3. ナムラアートミーティング
4. 特定非営利活動法人淡路島アートセンター

司会: 田野智子氏

コメンテーター: 北沢 猛氏(東京大学教授)

布施直人氏(トヨタ自動車株式会社社長)

18:40~20:00 ディスカッション

#### 12月15日(土)

10:00~12:00 まちあるき

13:00~20:00 淡路島アート議定書をめぐる議論

#### 12月16日(日)

9:00~14:00 オプション・バスツアー



# 淡路島アート議定書！

※「淡路島アート議定書！」は、アートNPOリンク理事会が今後1年をかけて完成させ、次回全国アートNPOフォーラム(沖縄県予定)にて発表します。

※ここに掲載する議定書は一部変更する可能性があります。

## はじめに

今日の日本は、市民ひとりひとりの自発性に基づき、市民が相互に連携し、社会の課題解決のため必要とするサービスを自らの手で作り提供していく社会へと、変化を遂げつつあります。政府や行政組織だけではなくNPOを含めて、公益的なサービスを担う「新しい公共」の考え方が生まれてきています。こうした新たな市民社会(Civil Society)を形成する動きのなか、アートNPOのネットワークはこれまでに6回の『全国アートNPOフォーラム』を開催してきました。ここでは、芸術文化においても市民自らが主役であること、社会における芸術文化の役割をとらえ直し豊かな市民社会の創出に芸術文化が必要不可欠であること、そして「新しい公共」という社会変革の潮流においてアートNPOが大きな力を発揮できることを確認しました。全国アートNPOフォーラムin淡路島(2007年12月15日)は、これまでのアートNPOフォーラムを総括し、個々のアートNPOが掲げるミッションの底流に流れる意識を共有したうえで、アートNPOの活動現場における現状認識から出発し、社会変革のうねりを促す芸術文化の基盤整備に関する『淡路島アート議定書!』を発表します。

NPOは、それぞれの団体が掲げるミッションを実現することを目的に活動しています。NPOには、それぞれのミッションを達成するための事業を実施するだけでなく、事業を遂行するための制度づくり、社会の各層に対して活動の意義を説明し、賛同者、支援者を増やしていくこと、さらには基盤整備のための提案が求められています。

また、芸術文化をとりまく環境は、社会の構造や制度と互いに密接に結びついています。したがって、アートNPOの遂行する事業やその提案、既存制度の課題に対する解決策の提案は、場合によっては既存の利害や権益と矛盾や軋轢を生じ、その先駆性・先見性のために、ただちに理解されない場合もありえるでしょう。

アートNPOは、地域や現場に即した活動を推進する中から議論し共有してきた、本「議定書」の目標や提言が、芸術文化の振興に携わる幅広い機関や当事者にとって、活用できるものであることを目指してきました。特に全国で活動するアートNPOが地域における政策立案等に活用いただけることを望み、広く社会にポジティブな波紋を引き起こすことを願っています。

(『淡路島アート議定書!』暫定版より「はじめに」を抜粋)

## 淡路島アート議定書! (内容)

- 1 市民が主体的に芸術に参画する領域を拡大する
- 2 芸術文化こそ地域創造の切り札に
- 3 アートNPOの経営強化と、芸術文化支援制度の効果的な改革を
- 4 アートNPOのネットワークが果たす役割

# アートNPOの 基盤整備のための リサーチ

## 検証結果報告



# アートNPOの基盤整備のためのリサーチ

特定非営利活動法人アートNPOリンクは、「芸術文化を活動の核とするNPO」(アートNPO)の基盤整備を目的に2003年度より活動実態調査をおこなっています。

2006年度は、アートNPOの調査研究事業として、アートNPO設立数のカウント(推移調査)およびアートNPOの活動概況のアンケート調査をおこないました。その結果は『アートNPOデータバンク2006』にまとめ配布しています。2007年度も昨年度に引き続き、「平成19年度文化庁芸術団体人材育成支援事業」をうけ、『アートNPOの基盤整備のためのリサーチ』を実施、その結果を報告します。アートNPOリンクでは、このリサーチを通してアートNPOの課題解決に向けた活動に取り組んでいきたいと考えています。

## アートNPOにとっての助成制度と調査の経緯・目的

『こんな助成制度があればいいのに!』『どんな助成金があるの?』NPO運営には、会費や寄付金、収益活動(委託事業や物品販売、サービス事業など)、事業収入、企業協賛、そして助成金や補助金など幅広く収入を得ることが必要だといわれています。

一般的には、会費や収益活動など安定性の高い収入で事務局の経営基盤を確保し、寄付や事業収入、企業協賛、助成金などによって資金獲得の幅を広げ、社会的な事業を展開していくことが求められます。しかし、アートNPOの多くは会費や寄付よりも助成金が大きなウェイトを占めています。これは、芸術文化の収益事業化が困難であることや芸術文化に対する社会的理解がまだ充分に得られていないことなども理由にあるようです。

また、昨年度『アートNPOデータバンク2006』でおこなったリサーチによると、『アートNPOの特性をふまえた助成制度が整備されていない』<sup>1)</sup>という意見が多くみられました。そこで今年度は、アートNPO活動にとって非常に重要な助成金について、現場の状況を把握することを第一義に助成金の活用状況やその課題に関するリサーチをおこないました。

## 調査の実施概要

本調査は、アートNPOリンクがカウントした全国のアートNPO法人<sup>2)</sup>全数を対象に、個々のアートNPOの活動概況と課題を抽出・共有することにより課題解決に向けた政策提言や支援活動に役立てることを目的に、「アートNPOの基盤整備のためのリサーチ」を実施しました。

昨年度の結果をふまえ、今年度は助成制度の活用状況やその課題をテーマとした質問項目を作成しています。

※質問票(リサーチシート)は、p.13-p.17のとおり

**実施期間**:2007年9月21日～10月20日

**調査方法**:質問票 郵送法とインターネットを併用<sup>3)</sup>

## 対象

配布数:2006<sup>4)</sup>

回答数:182

回収率:9.1%

有効回答数:178<sup>5)</sup>

有効回答率:8.9%

<sup>\*1</sup> 2006年度アートNPOの基盤整備のためのリサーチの設問9-a「アートを通じてどのような社会を構築していきたいですか?」を受けて、これを達成するための課題を問うた設問への回答。「アートNPOの特性をふまえた助成制度が整備されていない」という回答は、回答者の38.6%に上る。ほかに回答割合が高いものとして、「法人税や寄付税制などNPOの活動を促進する税制が整備されていない(32.6%)」、「アートNPOの活動が行政や企業に十分に理解されていない(29.3%)」とつづく。

2006年度リサーチの有効回答数(回答いただいたアートNPO法人数)は184団体。

<sup>\*2</sup> 定款に「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」(第四号)を掲げている団体のうち、芸術や文化活動をしていると思われる団体、および主な活動領域は異なっているが、芸術や文化に関わりのある活動をしていると思われる団体を抽出している。

2007年9月末日時点で32,630ある全国のNPO法人のうち約32%にあたる10,552が四号目的を掲げており、このうちアートを主たる活動分野とするNPO法人数2,016はこの19.1%にあたる。

<sup>\*3</sup> アートNPOリンクのウェブサイトアンケートフォームを設置して調査期間中の回答を受け付けた。

ただし回答者のメールアドレスの入力を必須として、データの信頼性を確認できるよう配慮した。

なお、信頼性が確保できる場合に限り、FAXまたはE-mailを併用した。

<sup>\*4</sup> 調査開始時点でアートNPOリンクがカウントしたアートNPO全数2016のうち、昨年度調査において送付拒否の意志を示した8団体、07年度に解散することのわかっていたNPO 1団体、主催のアートNPOリンクの計10団体を除いた件数。ただし、のちに重複していたことの判明した7団体と既に解散していた1団体、アートNPOではないことの判明した3団体など計11団体を含む。

<sup>\*5</sup> 本調査の過程でアートNPOではないことが判明した3件と既に解散していたことが判明した1件を無効票とした。

## リサーチシート 1枚目

- 1) 貴団体名・現在の主たる事務所の所在地・認証年月・連絡先・代表者氏名ならびにこのアンケートの回答担当者氏名をご記入下さい。(団体名称、所在地住所、連絡先は、冊子およびウェブに公開します)

貴団体名・略称	特定非営利活動法人		
所在地	〒 —		
法人認証年月	年	月	
連絡先	TEL	— —	FAX — —
	E-mail	URL http://	
代表者氏名		回答者氏名	

- 2) 貴団体の定款上に記載されている活動分野について、当てはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- 3) 貴団体は、これまでに助成制度に申請したことがありますか? (助成制度は民間・行政を問いません)

1. ある
2. ない

...

4) 3)の設問で「ない」と回答した団体に伺います。

申請したことがない理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

1. どのような助成があるのかわからない
2. 申請が難しそう
3. 見込みがないとあきらめている
4. 申請するための時間・労力が足りない
5. 活動内容にあてはまる助成分野がない
6. その他( )

5) 助成制度の難点や不便な点について伺います。

次にあげる事柄について、困っていますか? 困っていませんか?

あてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

(イ) 用途が制限されている

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ロ) 助成金額が不十分

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ハ) お金が後払いである

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ニ) 全額助成でない(自己負担金が必要)

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ホ) 申請にかかる事務作業が煩雑である

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ヘ) 助成が単年度である

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(ト) 助成の対象となる分野(ジャンル)が限られている

1. とても困っている    2. やや困っている    3. どちらとも言えない    4.それほど困っていない    5. まったく困っていない

(チ) その他、助成制度について困っていることがあれば自由にお書きください。

6) もし、自由に使える助成金があったとすれば、貴団体では何のために活用したいですか?

もっとも重要と思うものをひとつだけ選んでください。 ●●●

1. 職員給与
2. 設備費
3. 地代・家賃・光熱費
4. 広報
5. 調査研究費
6. 人材育成・教育研修費
7. 団体の立ち上げ資金
8. その他( )

7) 昨年度(2006年度)の貴団体の助成制度・採択実績について伺います。  
 2006年度に貴団体が、団体として採択された助成制度すべてについて、以下に記してください。  
 「事業分野」および「事業形態」については、以下のコードのなかから当てはまるものを選んで数字  
 でご記入ください。書ききれない場合は、コピーしてご利用ください。

- 【事業分野コード】 1. 科学・技術 2. 人文・社会 3. 医療・保健 4. 環境 5. 教育 6. 福祉 7. 文化・芸術  
 8. 国際 9. 公共 10. その他
- 【事業形態コード】 1. 研究 2. 派遣 3. 招聘 4. 会議 5. 出版 6. 講演 7. 展示 8. 事業プロジェクト  
 9. 組織運営支援 10. 施設備品 11. 奨学金 12. 表彰 13. その他

正式名称	事業分野	事業形態	助成金額	助成期間
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月
			万円	年 月～ 年 月

8) 助成制度について、貴団体のお考えを自由にお書きください。

■ 貴団体の今年度の主たるプログラム(事業)をご記入ください。  
 冊子「アートNPOデータベース2007」にて、1つ抜粋し掲載させていただきます。  
 掲載に際して、文字数等の都合により若干文章を編集して掲載させていただく場合がありますこと、あらかじめご了承ください。

プログラム名	内容・アピール点 (200字程度)
開催場所等	
対象者等	

プログラム名	内容・アピール点 (200字程度)
開催場所等	
対象者等	

プログラム名	内容・アピール点 (200字程度)
開催場所等	
対象者等	

# 全国のアートNPO法人設立数

アートNPO法人のカウントは、定款に「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」(第四号)を掲げている団体のうち、芸術や文化活動をしていると思われる団体、および主な活動領域は異なっているが、芸術や文化に関わりのある活動をしていると思われる団体を抽出しています。

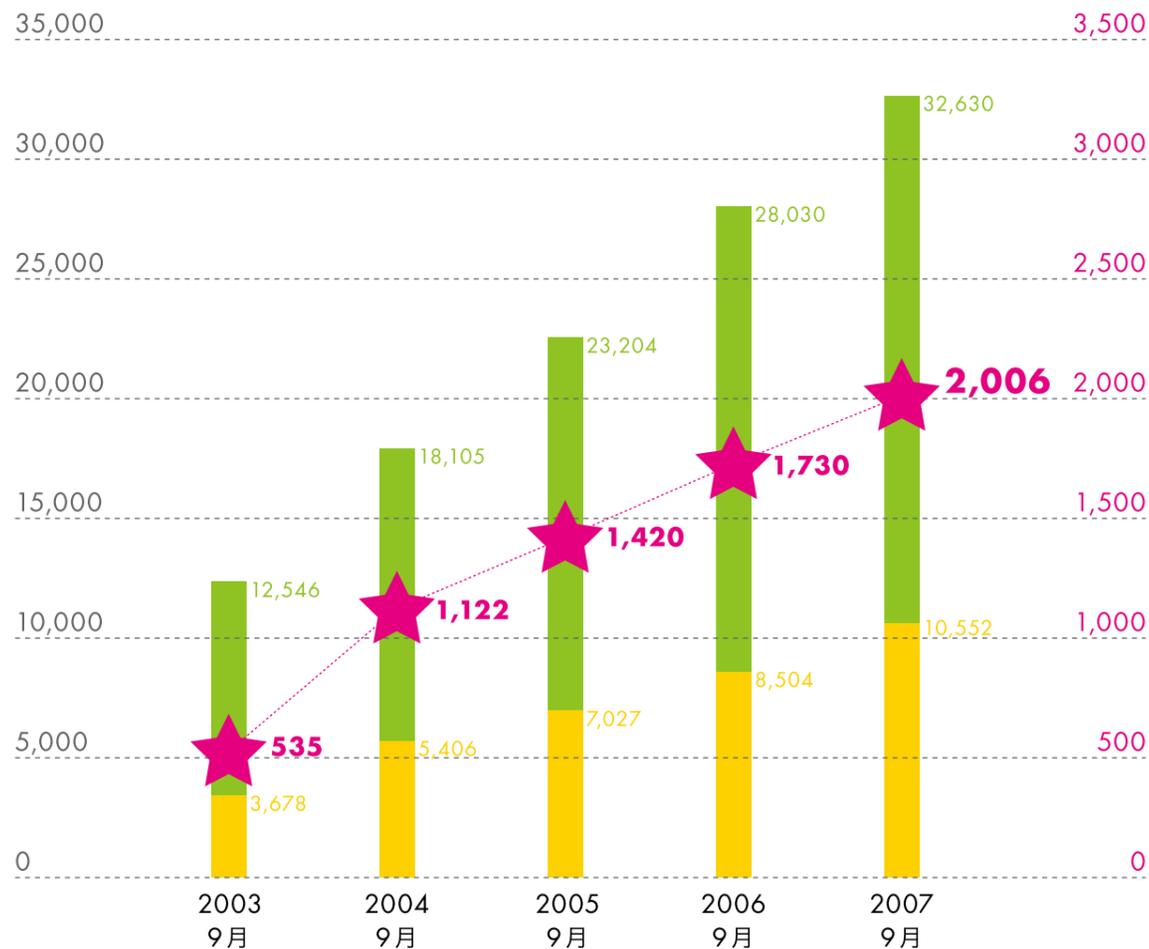
当情報は、内閣府、各都道府県がインターネット上で公開しているNPO法人一覧および各アートNPO団体自身のホームページを参照しています。

\* 当カウント数は、2007年9月末日現在のため、それ以降新たに認証されたアートNPO法人の情報は含まれていない。都道府県のデータは順次検索しているため、掲載は9月末日の全数を反映したものではない。  
 なお、内閣府の全国NPO法人情報検索サイトの更新状況により検索できない場合もあるため、このカウントが全てのアートNPOをカウントしているものではない。

\* アートNPOの定義については、共通認識を得ることが極めて困難なため、第四号を掲げている団体から、学術とスポーツの団体を外し、広義の意味で芸術、文化、芸能、生活文化などの活動をしているNPO法人を抽出している。  
 また、リサーチが困難な法人格を持っていないアートNPO(任意団体や実行委員会など)については含めていない。

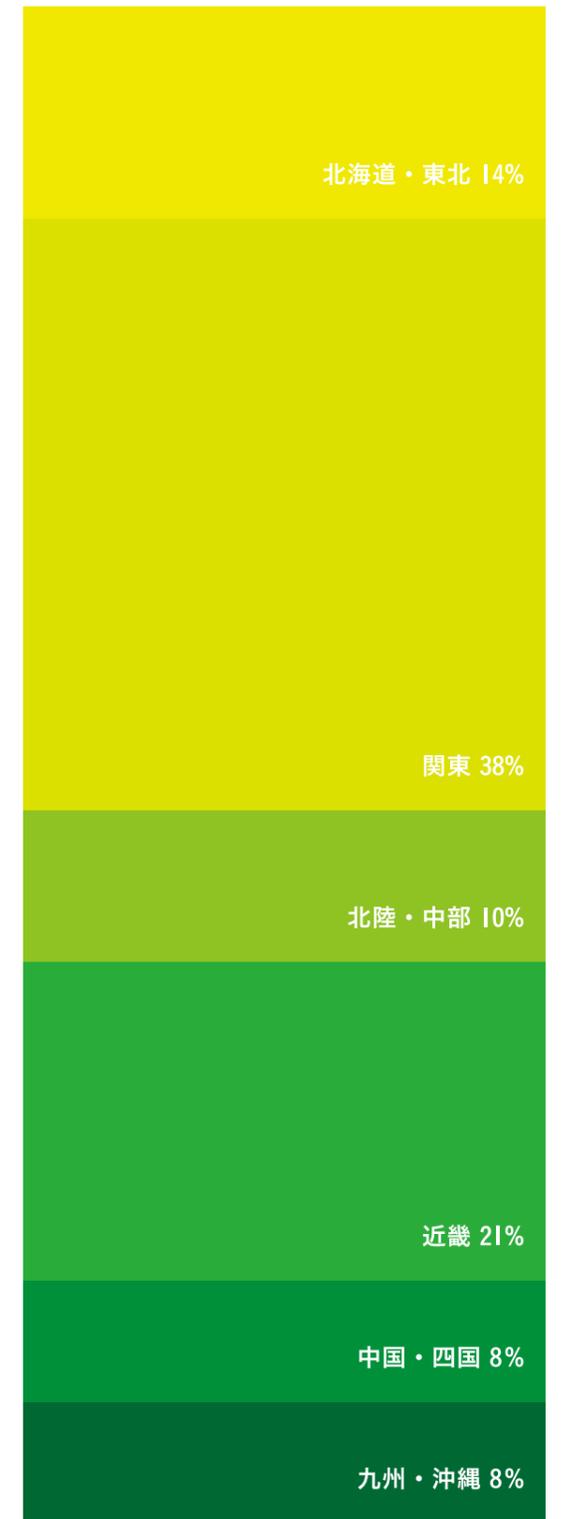
\* 調査開始時点でアートNPOリンクがカウントしたアートNPO全数は2016であったが、のちに重複が判明した7団体、すでに解散していた1団体、アンケートによりアートNPOではないことが判明した3団体の計11団体を除いた2005団体に加え、調査時に漏れていた1団体を含んだ数。

- NPO認証件数
- 第四号を定款に含む団体数
- ★ アートNPO法人数(右目盛表記)



## アンケート回答団体の属性

所在地	アートNPO法人数	アンケート有効回答数	割合
北海道	83	11	6.2%
青森県	14	3	1.7%
岩手県	21	0	0.0%
宮城県	25	6	3.4%
秋田県	11	2	1.1%
山形県	12	1	0.6%
福島県	31	2	1.1%
北海道・東北	179	25	14.0%
茨城県	28	2	1.1%
栃木県	22	3	1.7%
群馬県	43	4	2.2%
埼玉県	68	5	2.8%
千葉県	73	7	3.9%
東京都	428	36	20.2%
神奈川県	106	10	5.6%
関東	768	68	38.2%
新潟県	18	3	1.7%
富山県	11	1	0.6%
石川県	15	0	0.0%
福井県	13	1	0.6%
山梨県	18	1	0.6%
長野県	34	1	0.6%
岐阜県	29	1	0.6%
静岡県	40	2	1.1%
愛知県	54	5	2.8%
三重県	42	4	2.2%
北陸・中部	274	18	10.1%
滋賀県	25	1	0.6%
京都府	96	12	6.7%
大阪府	137	12	6.7%
兵庫県	80	9	5.1%
奈良県	22	3	1.7%
和歌山	15	1	0.6%
近畿	375	37	21.3%
鳥取県	12	1	0.6%
島根県	16	1	0.6%
岡山県	35	1	0.6%
広島県	33	3	1.7%
山口県	30	1	0.6%
徳島県	17	5	2.8%
香川県	24	0	0.0%
愛媛県	12	3	1.7%
高知県	21	0	0.0%
中国・四国	200	15	8.4%
福岡県	68	8	4.5%
佐賀県	13	0	0.0%
長崎県	14	0	0.0%
熊本県	20	2	1.1%
大分県	21	0	0.0%
宮崎県	13	1	0.6%
鹿児島	17	2	1.1%
沖縄県	26	1	0.6%
九州・沖縄	192	14	7.9%
全国合計	2,006	178	100.0%



やや北海道・東北の回答率が高いように思われるが、概ねアートNPOの地域別割合を反映していると言えるだろう。

**所在地が大都市圏に属するか否か**

大都市圏	91	51.1%
大都市圏以外	87	48.9%
合計	178	100.0%

ここでは、東京都、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県の6都府県に限り「大都市圏」とした。この6都府県だけで約半数を占めている。

**認証年**

1999年	7	4.2%
2000年	9	5.4%
2001年	8	4.8%
2002年	19	11.3%
2003年	18	10.7%
2004年	29	17.3%
2005年	22	13.1%
2006年	34	20.2%
2007年	22	13.1%
合計	168	100.0%

設立3年以上	90	53.6%
設立3年未満	78	46.4%
合計	168	100.0%

2004年以前に認証された設立3年以上のNPO法人が半数以上である。

**活動のジャンル**

アート	36	20.2%
音楽	22	12.4%
文化一般	20	11.2%
舞台	12	6.7%
子ども	11	6.2%
歴史	11	6.2%
映像	7	3.9%
その他	59	33.1%
合計	178	100.0%

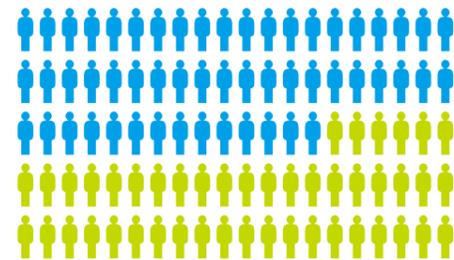
アートを主たる活動分野とするとはいえ、その活動領域は非常にヴァリエーション豊かである。ひとつの指標として、法人名称に含まれる言葉から推察される活動のジャンルを分類すると上記のとおりであった。

**大都市圏：51.1%**

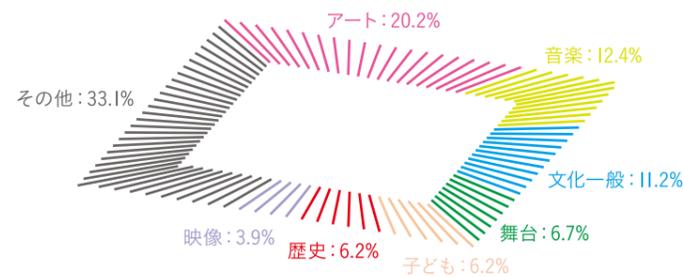


**大都市圏以外：48.9%**

**設立3年以上：53.6%**



**設立3年未満：46.4%**



具体的には、

- アート：「アート」や「芸術」「美術」などの言葉を法人名に含むもの
- 音楽：「歌」や「楽団」、楽器名や音楽ジャンルを法人名に含むもの
- 文化一般：「文化」や「カルチャー」などの言葉を法人名に含むもの
- 舞台：「舞台」や「ダンス」「舞踊」などの言葉を法人名に含むもの
- 子ども：「子ども」や「親子」などの言葉を法人名に含むもの
- 歴史：「歴史」や「保存」、伝承や伝統などの言葉を法人名に含むもの
- 映像：「映像」や「映画」、フィルムなどの言葉を法人名に含むもの
- その他：以上いずれにも該当しないもの

およそ3分の1の団体が名称だけでは分類できなかったが、「その他」のうちの多くは独特の名称を持つもの、環境や「まちづくり」的活動を軸とするもの、国際交流や中間支援を重視するものなどであった。

**3) 貴団体は、これまでに助成制度に申請したことがありますか？**

ある	124	69.7%
ない	54	30.3%
合計	178	100.0%

単純な質問だが、これまであまり注目されてこなかった統計である。約70%の法人に申請した経験があった。

クロス集計をとると、この経験の有無と大きな相関関係のある項目は設立年数であった。認証後3年以上経つ法人のうち、実に83%以上が申請経験をもつに対し、認証後3年未満の比較的新しい法人の場合、申請経験は約53%にとどまる。

その一方で、所在地が大都市圏(前掲6都府県)に属するか否かでも、約70%の申請経験にかわりはなかった。申請先をみると大都市圏に属さない団体の場合には地方自治体関係の助成制度をよく活用している傾向のあることがわかった。

**4) 3)の設問で「ない」と回答した団体に伺います**

申請したことがない理由について、あてはまるものをすべて選んでください

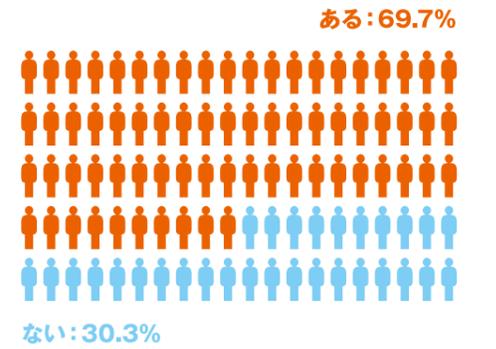
1. どのような助成があるのか知らない	26	48.1%
2. 申請が難しそう	19	35.2%
5. 活動内容にあてはまる助成分野がない	19	35.2%
4. 申請するための時間・労力が足りない	16	29.6%
3. 見込みがないとあきらめている	12	22.2%
6. その他	12	22.2%

以上複数選択可、百分率(%)は3)で「ない」と回答した54を母数とした割合。

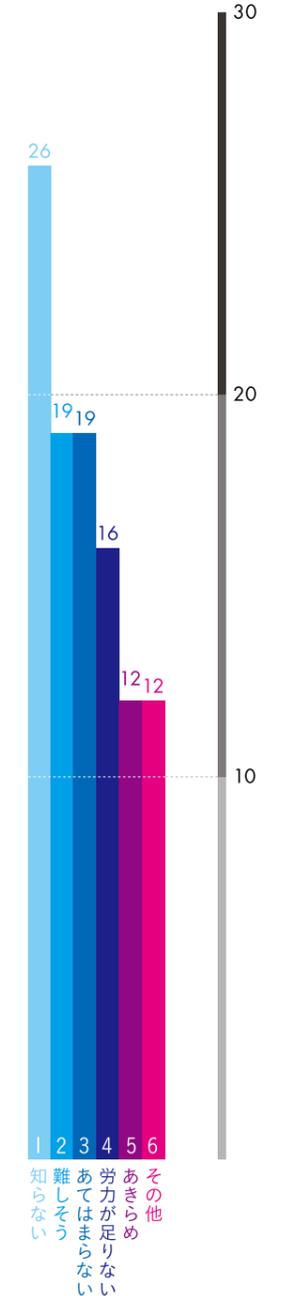
助成制度に申請したことがない理由としてもっとも多く選択されたのは「1. どのような助成があるのか知らない」であった。次いで「2. 申請が難しそう」と「5. 活動内容にあてはまる助成分野がない」が並び、その次に「4. 申請するための時間・労力が足りない」と切実な理由があげられた。

なお、もともとこの母数の過半数が認証3年未満の比較的新しい法人だとはいえ、「1. どのような助成があるのか知らない」を選択したうちの約80%がそうした比較的新しい法人だった。それに対して「5. 活動内容にあてはまる助成分野がない」などの具体的な選択肢は認証後3年以上の法人に比較的多い傾向がみられた。

さらに詳しくクロス集計をみると、「4. 時間・労力不足」や「5. あてはまる助成分野がない」などの具体的な選択肢と「1. 知らない」や「2. 難しい」といった比較的漠然とした選択肢には区別がみられた。また、「6. その他」の具体的な内容としては、「設立3年以上という条件を満たさないため申請できない」他「検討中」「準備中」などを含めて、新しいことを理由とする回答がもっとも多く、12件中8件を占めた。助成を受けることでかえって制約を受ける、行政に頼らないという主張もみられた。団体自体の目的が芸術文化活動への助成であるという回答もあった。

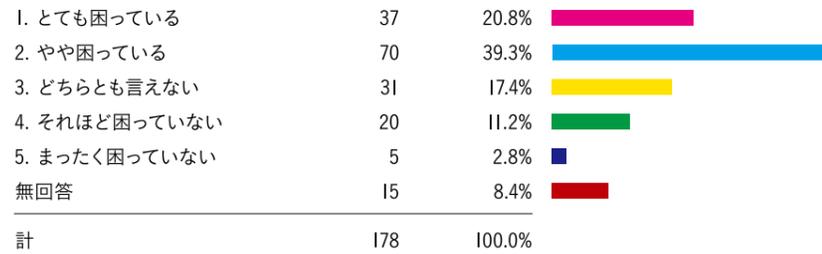


**ない：30.3%**

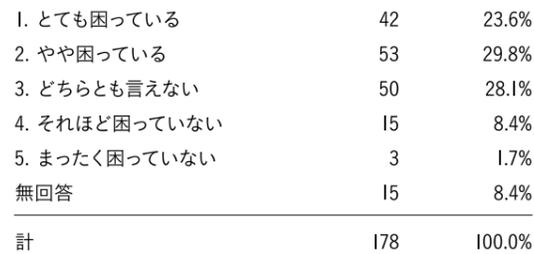


5) 助成制度の難点や不便な点について伺います  
次にあげる事柄について、困っていますか？困っていませんか？  
あてはまるものをひとつだけ選択してください

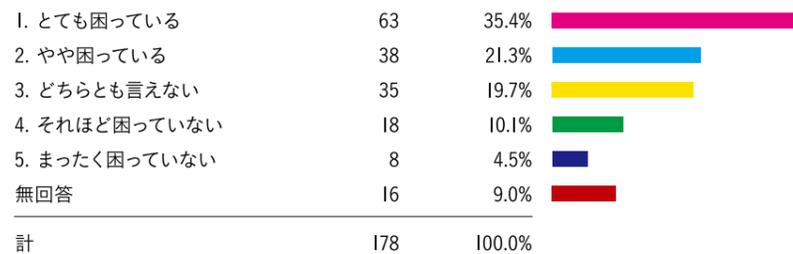
(イ) 用途が制限されている



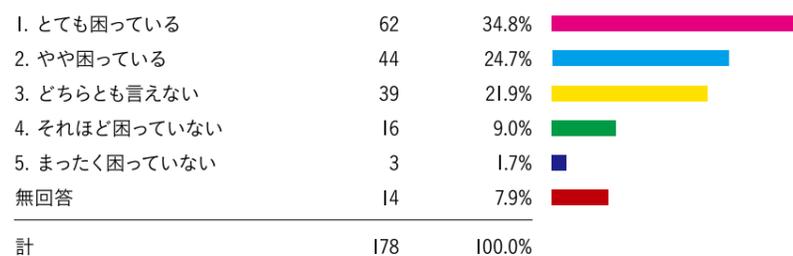
(ロ) 助成金額が不十分



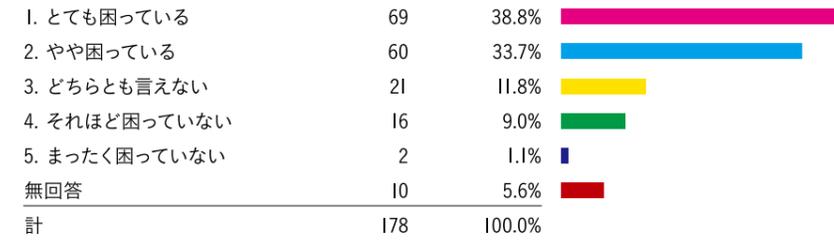
(ハ) お金が後払いである



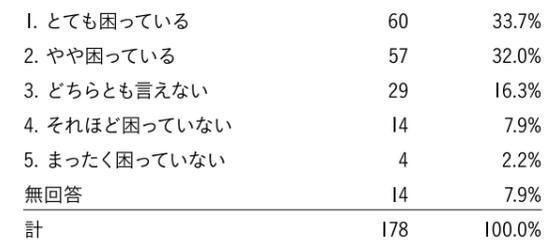
(ニ) 全額助成でない(自己負担金が必要)



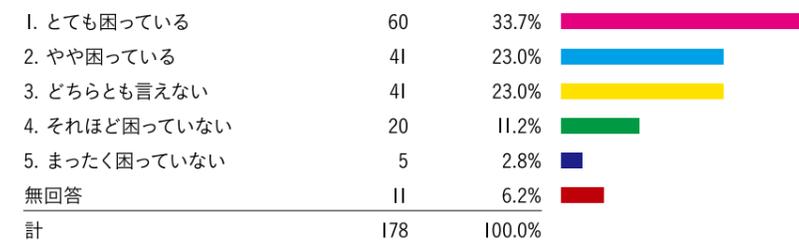
(ホ) 申請にかかる事務作業が煩雑である



(ヘ) 助成が単年度である



(ト) 助成の対象となる分野(ジャンル)が限られている



「とても」困っている団体数の多い順

(ホ) 申請にかかる事務作業が煩雑である	69	38.8%
(ハ) お金が後払いである	63	35.4%
(ニ) 全額助成でない(自己負担金が必要)	62	34.8%
(ヘ) 助成が単年度である	60	33.7%
(ト) 助成の対象となる分野(ジャンル)が限られている	60	33.7%
(ロ) 助成金額が不十分	42	23.6%
(イ) 用途が制限されている	37	20.8%

回答団体の属性によって詳しくクロス集計した分析結果をみると、設立3年以上で申請経験のある団体ほど、「(イ)用途が制限されている」「(ハ)お金が後払いである」「(ニ)全額助成でない(自己負担金が必要)」「(ヘ)助成が単年度である」などの技術的な問題点を  
選択する傾向が多くみられた。  
それに対して、「(ト)助成の対象となる分野(ジャンル)」という選択肢は設立3年未満で申請経験のない団体も多く選択していた。  
助成制度の活用上の問題点を明らかにするための設問であったが、この選択肢だけは申請時の問題点に該当したのであろう。ただし、申請時の問題点としては、申請した事がない理由として申請資格の制限など他にも多くあげられていたことに注意されたい。

(子)その他、助成制度について困っていることがあれば自由にお書きください。

## 継続性・長期的視点の支援・助成金制度が必要

単年度の助成でなく、何年間にわたった助成事業を具体化して欲しい。

単年度のもの、団体の運営、成長、プログラムの安定など3年くらい出来る助成金があればと思います。

単年度のものが多く、企画的にならざるを得ない事が多く、これで本当に有効な取り組みとなるのかという思いを持つことが多い。

芸術が単年度イベントに終わってしまうことで、「文化・芸術に関わる事業の成果」を把握できにくくしている。調査研究(追跡調査による経年変化の分析など)も含めた数年間にわたる助成が必要。

ほとんどの助成対象はイベント的なもので、年1回ないしは2回程度を想定しています。文化振興と浸透、啓蒙には継続が不可欠という考え方でやって参りましたので、助成の対象の中に継続(＝日常的)という観点で、支援・助力をご考慮下さるようになると有難いです。

継続した事業を行うとき、次年度の助成が保証されていない為予定が立てにくい。

助成制度は新しい事業を対象とすることが常であるから、せめて2年間位は持続して助成を受ける事が可能であれば、活動が容易である。

## 該当する助成がない

我々の活動に、合致した助成金がないことが一番の悩みです。

一番困っているのは、芸術系の団体に対する助成金の種類が少ないことです。「まちづくり」「地域との連携」と言ったものに内容を絞って応募していますが、これだと使用方法や用途がかなり限られる場合があります。逆にその事によって、気づかされることが多いのも事実です。

分野の設定に幅の狭さを感じる。ジャンルにはみ出し、ネットワーク化するような企画に対して枠が見当たらない。

対象年齢が限定されていると使い勝手が悪い。子供の活動がメインだが、中高生や30代は、実験的にクロスした事業を開発したい時などに困る。

他のNPOとの協働でイベントを運営することも多く、活動フィールドの範囲(カテゴリー)を限定できないため、いい助成プログラムがあっても助成の対象分野にはいらず、申請にいたりません。

先駆的という要望があり、1回目はそれでも出来るが、さらに発展させるためのものへの助成はない。

文化・芸術の推進には、地域でのアートコーディネーター育成も重要であるが、その人材育成に関わる助成も採択が困難である。

国際交流(文化)の助成制度が他の分野(環境・福祉)と比較すると少ないと思う。芸術分野の助成制度も、採択件数が少ないと思う。

限定された事業に対してのものが多く、制度にあわせた事業のみが優先されてしまう。

申請条件に「設立3年以上」とありますが、設立したてで、活動資金が不十分だからこそ、活動範囲を広げる為に助成金を活用したいと思いますが、現状ではそくわず。

立ち上げ年度、準備年度には最小の必要経費を助成してくれるシステムがほしいと、切実に感じています。

## 申請期間や助成期間に関する問題

年度の変わり目なので助成期間外になっていることが多い。

当該年度中に申請して、その年度内の事業を対象に助成する団体があまりにも少ない。

助成がほぼ決定していたので、参加費用の設定を助成金を含めた上で行い、実施したら7月1日以降のものと言われ、負担をかぶってしまった。申請書には前年度12月までには出しているのだから、年度始めから認めて欲しい。

海外講師招聘などの場合、講座の企画が具体的になるのは、早くても半年前というのが現実です。年度ごとの申請では現状に合いません。

海外のものは期間があるので、なかなか計画・助成制度の利用がしにくいです。

助成されることで、団体にとってどういう力を得るのかを助成元も考え、一律や単年度というの見直していただきたい。

## 助成金の結果発表が遅い

結果発表が遅く活動に支障をきたしている。

事業計画が先であり、助成の決定があとになるので、事業計画が立てづらい。

採択決定が事業年度に入ってからの場合(特に行政関係に多い)、広報の期間が短かったり、会場の確保が難しかったり…非常に活動しにくい。

翌年度の事業を対象にする助成金の決定をできるだけ早く知りたい。

採択決定がいつてるか分からず、実施の広報ができなかった。

当年度の助成採否の通知が遅いと大変困ります。出来れば次年度の採否の通知は2月中くらいには欲しい。

申請してから審査→決定までの期間が長いため、事業計画が立てにくい。

申請結果の連絡のタイミング事業実施と対象期間が近い。助成結果不明のまま事業実施に踏み切らざるを得ない事もある。

## 恒常的な運営や事業に係る事務局人件費に充てられない

会の運営経費(部屋代＝事務所維持費)に助成があると助かる。

運営基盤のぜい弱なNPO、団体が多く、その実情に目を向けて欲しい。

プロジェクトに対する助成よりも、NPO法人の日常的な固定費(会場場所代等)の負担を軽減する助成があると助かります。

助成金が下りたとしても、助成金の中に事務局費が認められないという所が問題だと思います。

ほとんどと言ってよいほど事業助成なので、活動は拡がるのですが、団体の運営に使えないのでとても苦しい。

使途の制限はあっても良いが、NPO法人として活動に必要な費用(目的に沿った活動をするために支出しなければならない実費)を補てんに頂くようなものがあれば助かります。

職員給与、事務用資金等の団体運営費への助成があれば良いと思う。

人件費に関しても事務に当てるものが少なく雇用の継続に繋がらない。短期的、その事業だけの雇用として、せっかくの技術やNPOへの理解を深めた人が離れる。

事務担当者の業務は多大なのに、事務局経費を算入できる助成金が少ない。

助成の申請～実施～報告に関わる一連の事務処理には専門的な知識や実務能力が必要であり、また実施する内容によってこれらを保障できる助成制度は数少ない。

今後のNPO活動にとって人材の育成・確保が大切とおもわれるのに、人件費が助成対象外になっているものが多すぎる気がします。

事業を行うにあたって必要不可欠である「マネジメント(制作)」に対する人件費が、助成の対象からはずれていることが多いのは、事業を組むにあたりよく困ることである。

団体構成員(多くは正会員)への人件費は助成対象外」という助成制度があったのだが、当NPOが事業を行う場合はほとんど、関与するスタッフの半分以上が団体構成員となるので、団体構成員への報酬が助成対象外となると、その分自己負担金を用意する必要が生じることになり、非常に厳しくなってくる。

事業助成で事業に従事する職員の人件費に使いにくいこと。

行政にできない活動を実施すべくNPO法人を立ち上げましたが、最低の活動資金(絵具代、交通費等)に欠ける事態から、活動を縮小するか、NPO法人を休止又は廃止するしかありません。財政に対する工夫が足りないと自己責任をせめるが、こういった思想ではNPOは育たない。

## 申請や報告が煩雑で小さな団体や創成期の団体には余力がない

最も困っているのは、申請にかかる事務作業です。

申請書を書く人材がいない。報告書等書類が大変である事。

助成申請の書き方や企画を具体的にどう書いたら良いか分からない。助成の何に対しての金を負担したらよいかなど…。

一通り助成制度については見てみましたが、当団体の活動が助成自体の対象に成り得るのかも分からない中、挑んだことのない倍率の高い助成の応募に、団体として大きな労力を割くだけの余力はありません。

申請用紙がインターネットからのダウンロードでしか入手できないのが不便です。

申請用紙がインターネットからのダウンロードでしか入手できないのが不便です。

#### 自己負担金を必要とする助成金(部分助成など)に関する困難

助成金額が事業費の1/3であること(が問題だ)。

NPOを立ち上げたばかりの頃は、初期費用がわずかであったために、助成金申請を断念したこともよくあった。団体が事業を発展させていく、という可能性を考えてもらえる助成制度があるとありがたいと思う。

自己負担金内の助成では活動が続けられない。入金まで借金せざるを得ない。

助成を受けた場合、その金額の倍以上の活動を要するので、少々厳しいと思う。

自己負担金が必ずないと助成金が成立しないと言う基本的な考え方が今のアートNPOの状態にとってとても難しい部分であると思う。

後払い(立替え)が困難

助成金は後払いであるから、自己資金あるいは組織の会計に余裕がなければ大きな事業は難しいのではないか。

助成金が後払いなので、通年の事業をする場合、立て替え払いをしなければならぬ。長いものは1年近く立て替え金に戻ってこない。

事業を拡大すればするほど立替金が増えてしまう。

後払い方式、内定額も、報告書・収支の領収書を調べた後に決定となる。入金が遅くて困る。

後払いというシステムが、ある程度経済的な体力があるところでないとどのようにして絶対的に必要な立替金(交通費とかホテル代とか助成金が入る前に支払わないと公演などが成立しない支出分)を準備できるかが非常に難しい。現在では資金力のある団体しか、ある規模以上のプログラムやプロジェクトをできないと言うことになる。例えばチラシなどが出来て、絶対にもう内容が変わらないという段階で、半額だけでも事前にもらえるような形にならないのだろうか。

融通の利く助成金や活動全体(運営等)への助成金が必要

全体的な活動に融通の利く助成制度があると、幅広い活動が可能になります。

特定の事業に助成するのではなく、活動の実績を全体的に評価して、活動全体に助成して頂く形が生まれてくると良いと思います。

海外公演などの際には、主催者の都合で一年前にプログラムの詳細が決まることは稀であるが、詳細に申請しなければならず、ほとんど不可能に近い。

もっと助成金の金額を増やしてNPOの活力を高める方向にもっていくと良いのに…と思う。

予算通りきちんと使わなければならないこと。(事業の進み方で多少ずれてくることがあるため)

講師謝金の上限を決められている場合が多く、(たいていは2〜3万円以下)東京などからの交通費分も出せない。

助成金の情報が得られにくい
どこで、いつ、どのような助成制度があるのか…という事に関する情報量が少ない。

具体的にどういう活動に対して助成されるのか、项目的に列記されていれば分かりやすい。

助成に関する情報収集が少し不便に思う事があります。探さないと知らないままになり、探しても分かりにくい。

どの助成に当てはまるかアドバイスがほしい。

情報は集めているが、指導してくれる機関がない。

選考が不明瞭

膨大な内容の記述をしている。助成申請後、不採用になった場合、何がいけなかったのかについての内容が不明。一通のハガキで終わり。

審査員が一般の人といった場合もあり、高度な芸能に対する基礎知識が著しく低く、申請時の金額、必要な物に対し説明したところで、全く理解されない。

採択基準が不明確(分かりにくい)なものが多く、不採択の申請については一切コメントがなされないため、ノウハウも積めず徒労感ばかりが残る。

採択基準が不明確(分かりにくい)なものが多く、不採択の申請については一切コメントがなされないため、ノウハウも積めず徒労感ばかりが残る。

芸術文化に対する理解が得られない

「アート」というと、趣味的な世界ととられがちなので、アートNPOの社会的意義というのを明確にしていかなければ…と思います。

見えにくい文化・芸術関係のNPOに対する助成は、国や自治体も思い切った具体策を提起して欲しいと思う。

一般の助成事業の方々になかなか理解されておらず、助成金を得ることが難しい。アートへの認識が薄く理解も浅いと実感します。

多くの申請のうち、福祉などが優先され、文化・芸術はランクが最下位と聞いて、最近はあきらめている。

福祉・保健等のNPOですと、自治体の委託事業を受ける事も出来るが、文化芸術関係では自治体も足踏みする。

価値ある伝統的建造物を次の世代に保存するためにNPOを立ち上げたが理解してもらえない。

助成金審査の面談で「演劇は市民にとって必要か？」と問われました。文化事業の社会貢献性に対する認知度が非常に低く、そのような現状の中でどうアプローチして説得していけばいいのか困りました。

その他の問題など

助成制度は一時的なもので、半永久的に助成することは不可能なように見受けられます。

助成元が助成団体の何に困っているのかなどをヒアリングし、協力できる事があれば積極的に協働して欲しい。

企業やコンサルが確保する助成金のように金額が高めがあるとNPOの成長へつながるのでは？

役所でする仕事はほとんどが民間(NPO)で出来るので、民間企業の経費で落ちる節税に役立つ法律を作ってくれればそれで十分です。

新規のものを求める割には、顕在化しているニーズや、すでに社会問題化しているテーマ設定が多く、自由な発想が受け入れられにくい感じがする。

書き方や新しい団体に対する門を作って欲しい。

NPO法人の数の急増をもってNPOの発展を誇示しているが、中味と活動実績を追跡しなければ、今に社会問題化すること必至。

助成可能な団体でも、類似団体への助成があれば1団体と決めているために断られる。

民間企業はNPOとの協働で社会貢献しようとする良い傾向が見えてきている。企業とNPOの間に入って、助成プログラムの開発と運営をするNPOもある。NPOの生の声を企業に伝え、助成プログラムを作るので、ユニークな助成金が出現しているのは嬉しい。特に「組織への助成」として

人件費への助成をする金融系企業には注目しているが、ハードルが高い。本当に困っているところへ手を伸ばしてもらえない。

助成金の申請額と実際の交付額に、事前の予告なく大きな開きがあるものがあることです。

ここには、上記選択肢にあてはまらない問題点や、該当する問題を選択した上でなお複合的な困難のあることが具体的に記述される傾向がみられた。具体的には、「(イ)使途が制限されている」にも該当するが、恒常的な運営に係る固定経費や事業に係る事務局人件費に充てられない困難や予算通りの執行を求められるため、事業運営上変更する必要がある場合にも融通が利かない困難、謝金等の金額に上限が定められているために講師等を招いた場合の東京～地方間の交通費さえまかなえない問題が指摘された。

また、「(ロ)助成金額が不十分」や「(ハ)お金が後払いである」「(ニ)全額助成でない(自己負担金が必要)」にも該当する問題点として、後払い(立替え)が困難である、つまりある程度の会計規模がなければ不可能な立て替えが必要になるにも関わらず、事業規模が大きくなればなるほど前払の立て替えも増大するという困難がある、さらに自己負担金をまかなおうにも非営利事業のためには通常では銀行の融資を受けられない、などの問題点が連鎖的に発生することが指摘された。

また「(ホ)申請にかかる事務作業が煩雑である」のに加え「(ヘ)助成が単年度である」にも該当するが、継続性や長期的視点に立った助成制度が比較的少ないため、単年度のうちに数回の事業を散発的に実施する事に追われ日常的な事業の継続性をかえって損ないかねない、また申請時期と事業計画や助成期間、会計年度との調整を図りながら助成毎の会計と法人としての決算を考えるため、助成決定後の事務作業も増大するという問題のあること、申請結果が通知されるまでの不安定さに関する困難などが指摘された。さらに、申請から決定までの期間が長いほど年度を越えた計画を立てることが難しい、申請結果の連絡のタイミングと事業実施と対象期間が近くなるため、十分な広報のための時間をとりにくい、場合によっては助成結果不明のまま事業実施に踏み切らざるを得ない、申請額と実際の交付額に、事前の予告なく大きな開きがある場合もあるなど、ここでも問題が連鎖的に発生することが指摘された。

こうした問題点に加え、助成制度によっては設立年数などによる申請資格が設けられており、設立間もない団体は申請する事さえできない。とくに「(ト)助成の対象となる分野(ジャンル)が限られている」ため該当する助成がみつからない若い芸術団体は、申請資格に満たない、自己負担金をまかなえない、NPO法上の説明責任を果たしつつ事業の実施と会計処理を行うための人材を確保しなければならない、などの幾重ものハードルをこえて努力を積み重ね、ようやく「申請する」という入り口に立つことが出来るのである。

その他、選択肢になかった指摘として、助成制度に関する情報が得られにくい、選考が不明瞭である、不採用通知がハガキ一通のため申請書類を書くために費やした多大な努力がむくわれない、どこに問題があったのか分からないままなので今後の申請にも活かせない、芸術文化の社会的・公共的性格が理解されにくい、助成財団によっては福祉よりも優先順位が低いと言われたなど、主に申請時の問題として多面的な指摘があった。

## 6) もし、自由に使える助成金があったとすれば、貴団体では何のために活用したいですか？ もっとも重要と思うものをひとつだけ選んでください



使途に制限がなければ優先したい費目として、最も多く選択されたのは「1. 職員給与」が圧倒的だった。

これは昨年度調査で明らかにされた実態、すなわちアートNPOの約半数が常勤の職員不在または1人、非常勤をいれても3人以下で運営しており、常勤職員1人以上のうち給与の回答のあったものだけを集計しても30%が年間50万円未満、80%が250万円未満だったという厳しい運営実態を如実に反映した結果と言えらる。そうして職員給与自体が不足している実態のなかで、時間と労力を申請書類に傾けて助成制度の活用を試み、幸運に助成を得られた場合にも、その後の事業の実施や会計処理に追われ、また次の締め切りや決算が目前に迫り来るのである。

前設問で助成制度の「難点や不便な点」から推察される原因のうち、申請する側の問題と思われる点の背景には昨年度調査で明らかにされたとおり、アートNPOの多くに共通する深刻な経済的困難があることを忘れてはならない。

## 8.その他の具体例(全て)

イベント運営費	高齢者・身体等障害者を対象とした大衆演劇への無償招待事業
チャリティーコンサート	作家滞在型公開制作の運営費
ボランティア、参加者(講師、出演者)等の旅費や日当、事業費(教材費)	作品創造
演奏者、講師への謝礼金	傘下の各種団体の活動運営補助
会館の整備費	事業(イベント)開催の為の資金
海外との交流	事業資金として
海外公演など公演活動	事業費
活動そのものに掛かる費用	事業費
活動資金	車椅子を運搬する為の交通費、車両費、ガソリン代等、普及のために使用
活動費: イベントでフェイスペインティングを実施する際のアーティストへのギャラや材料費等	書籍購入費・書籍輸送費等
啓蒙普及活動費	招聘したいケニア人グループのチケットを買いたい
芸術鑑賞	聖堂再生の建設資金にしたい
公演等の運営費	大会準備に伴う会議費用、リハーサル費用
講師謝金、旅費、宿泊費、雑木伐採費、公園設計費等	展覧会やチャリティー・イベントの開催、ホームページの立ち上げ
講師謝金など	派遣者のための交通費、現地での滞在費(宿泊代)など 備品の補修費や運営費用(講師謝礼)

7) 2006年度の貴団体の助成制度・採択実績について伺います  
2006年度に貴団体が団体として採択された助成制度について、記して下さい

助成金額

平均額(年間) 894,548円(146件中)

一団体あたり採択された助成金数

平均採択数 2.1件(74団体中)

事業分野

科学・技術	2
人文・社会	6
医療・保険	3
環境	0
教育	20
福祉	14
文化・芸術	105
国際	1
公共	2
その他	6

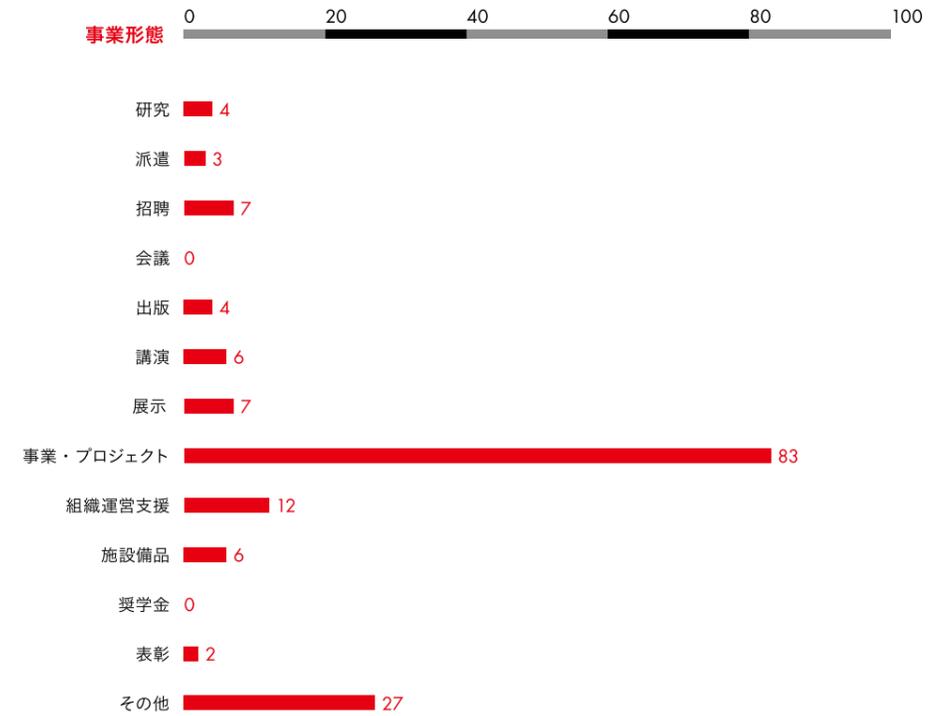
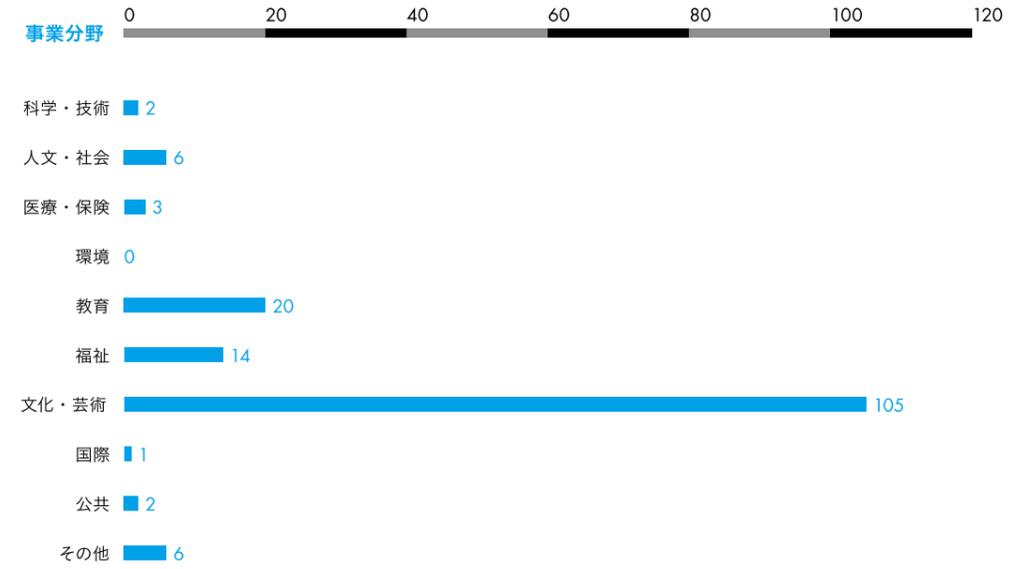
この設問に回答のあった156件の採択された助成制度における分野、形態および助成された金額についてまとめた。

事業分野は、「文化・芸術」が飛び抜けて多く、ついで「教育」、「福祉」となっている。事業形態は、事業・プロジェクトが最も多い。「その他」に回答しているうちのいくつかも、事業・プロジェクトに関するとと思われる。助成金額の平均額は年間894,548円。1団体あたりの採択数の平均は2.1件であった。

\*事業の分野および形態で複数選択がみられたため、分野・形態とも合計数は156件を越える数となっている。また、助成された金額については金額が不明な団体は省いた。分野合計 159 / 形態合計 161

事業形態\*

研究	4
派遣	3
招聘	7
会議	0
出版	4
講演	6
展示	7
事業・プロジェクト	83
組織運営支援	12
施設備品	6
奨学金	0
表彰	2
その他	27





・まずはありがたいことだなあと思っています。  
その上でアートの振興のために、時代にあったよりよい  
制度・運用に改善されることを願います。

・公益性ということを考えると、継続的な事業に対する  
助成がもっとあって良いと思う。

・福祉・青少年・環境・国際…とさまざまなNPOが  
活動している中で、それらの団体の連携ができるような  
ジャンルレスな活動を助成してくださる制度があれば、  
団体と市民と行政・企業などが同じ時間と空間を共有して、  
互いに前進できるのにな…と思います。

・事業を考える、見直す、視点を変えるきっかけとなるので、  
積極的に取り組んでいます。日本の助成制度は、  
交付する側、受ける団体側ともに成熟しつつあると思います。  
単にお金だけを渡す助成制度より、ノウハウやネットワーク  
形成を支援する助成制度が増えてきていて、団体育成に  
有効に働いていると思います。ただ、これらの非金銭・  
非物質の助成は、助成する側・される側の相互理解と  
信頼関係が重要なので、単年度の関係では成果を  
挙げるのが難しいと思います。小額あるいは、  
いっそお金無しでも複数年度に渡って支援する助成制度が  
増えると、団体としては、ありがたいです。

・日本の助成金制度は、特に舞台芸術のジャンルでは、  
公演経費に関する助成がほとんどである。それは確かに  
公演にあたってその助成金なしで公演を行うことは  
難しいことが多いが、もう少し人材育成のための  
ワークショップであったり、アートを広げる為の  
アウトリーチであったり、そのような公演以外の  
環境づくりに対する助成制度も、  
未来の舞台芸術のためには大変必要なことだと思います。

## アートNPOの基盤整備のためのリサーチ 2007

### 現状と課題についての考察

「平成 19 年度公益法人白書」(総務省)によると、日本には 2006  
年 10 月 1 日現在の公益法人数は 24,893 法人であった。このうち  
事業の種類として最も多いのは、教育や相談、研修会といった事  
業をおこなう「指導・育成」であり、ついで多いのが助成・給付、  
貸与、表彰、信用保証といった金銭給付をおこなう「振興・奨励」  
をかかげる法人(12,556 法人(49.0%)) である。この「振興・奨励」  
をかかげる法人のうち「助成・給付」をおこなう法人は社団法人・  
財団法人をあわせて 4,466 法人あるという。

民間企業財団や公益信託による芸術文化・助成事業をおこなう  
団体は、社団法人企業メセナ協議会による継続調査の報告書を  
参照することができる。それによると、企業財団・公益信託によ  
る芸術文化・助成事業をおこなう団体は 311 団体であった。(社  
団法人企業メセナ協議会・2006 年度メセナ活動実態調査より)。

#### 芸術文化の社会的役割が期待されている

今回の調査では、アート NPO は福祉や地域振興、教育、医療、  
国際交流など芸術文化分野以外にもさまざまな事業分野に係る  
助成を得て事業を展開していることが確認された。  
芸術以外の領域の助成制度を活用しているという結果からは、  
芸術文化が社会のさまざまな領域において役割をもっているこ  
とが認知されつつあるということもできる。<sup>\*1</sup>  
現に、われわれアート NPO は芸術文化の振興・普及のみならず、  
社会のさまざまな課題に対してそれらを活用し、芸術文化を通し  
て社会をみつめる活動を展開している。今日では、芸術文化は  
もはや、その分野でのみ完結するものではなく、コミュニティ活  
性や教育、福祉など多様な領域に積極的に関わり、セクターや分  
野の違いを超えて連携、協働していくことがごく当たり前のこと  
としてみられるようになってきた。<sup>\*2</sup>

しかしながらそれは、短絡的に芸術が何かの〈役に立つ〉とい  
うことではない。もちろん直接的な効用だけでなく、それぞれの  
地域においてアート NPO が一定の役割を担いつつ、それによ  
って芸術文化についての社会的理解が広がることは重要なことだ。  
だが、それとともに大事なことは、多様性が認められる市民主体  
の社会の実現にとって必要なキーコンセプトであるとされる、「創  
造的な発想・考え方」や「想像力」「多様な価値」「価値の定ま  
らないものへの理解」「異なる価値観の受容」、さらには言語に  
頼らない「コミュニケーション能力」など、これらのポテンシャル  
が、芸術文化にこそ内包されているという認識が広がりつつあ  
るということだ。

このような芸術文化活動の領域の広がりには、市民が積極的に関  
わることによってさらに拡張できると考えられる。

<sup>\*1</sup>：設問 (7) 事業分野コード 参照  
<sup>\*2</sup>：アート NPO データバンク 2006 P23 これまでの協働パートナー (複  
数回答可)「行政との協働 66.3%」「企業との協働 56.8%」「学校との協  
働 40.2%」「他の非営利団体との協働 44.0%」

#### 現場に即応した助成制度の検討を

調査の結果をみると、既存の助成金のなかでアート NPO にとっ  
て大きな負担となっているものがあることがわかった。それは、  
赤字補填や自己負担金を原則とした「部分助成」である。<sup>\*3</sup>  
このタイプの助成金は、主に公演や展覧会のような芸術文化の  
最終消費の部分を対象としている。多くのアート NPO が、このタ  
イプの助成制度がもたらす煩雑な業務に苦慮しているという実  
態が、改めて浮き彫りになった。<sup>\*4</sup> また、活動初期の団体や自己  
負担金を抛出できないアート NPO にとっては、社会的にも芸術  
振興にも意義のある事業であっても、申請すらできないというの  
が現状である。<sup>\*5</sup>

アーティストや芸術文化事業を展開するアート NPO にとっては、  
創作プランを練る段階や、稽古、アトリエなどでの創作、プログ  
ラムを立案する会議や研修などは、いずれも大切なプロセスであ  
ることはいうまでもない。これら芸術創造の根幹となる創作の  
プロセスをも支援できない制度では、芸術文化の質の向上や社  
会的プログラムの開発に寄与できないのではないだろうか。ア  
ウトプットされた作品だけが芸術文化というわけではなく、芸術  
文化が生産される過程もまた、それ自体が芸術であり、文化その  
ものののだ。  
あわせて経済基盤の脆弱なアート NPO に対し、基本的な運営  
費・人件費・事業費を税金で賄っている公立文化施設と同じ「自  
己負担金」を原則とした助成制度を適用することは、アート NPO  
の実状にそぐわず、結果として、アート NPO が自らの経済的キャ  
パシティを超えた事業申請を行うことにつながり、かえって負担  
が増大する結果になっている。

地域の活性化や福祉のみならず、地域問題、格差社会、社会的排  
除など領域を超えた活動への支援をはじめ、芸術の創作に関わ  
る幅広い活動を支援できる柔軟性の高い助成などの、事業助成  
に限らないきめ細かい助成が増えることを期待したい。<sup>\*6</sup>

<sup>\*3</sup>：設問 (5) 一(二) 全額助成でない(自己負担金が必要)  
「とても困っている/やや困っている…計 59.5%」  
<sup>\*4</sup>：設問 (5) 一(ホ) 申請にかかる事務作業が煩雑である  
「とても困っている/やや困っている…計 72.5%」  
<sup>\*5</sup>：設問 (5) 一(チ) その他、助成制度について困っていること～  
(自由回答)「申請書を書く人材がいない」「助成申請の書き方や企画を具  
体的にどう書いたら良いかわからない」など  
<sup>\*6</sup>：設問 (6) もし、自由に使える助成金があったとすれば～  
「職員給与 24.7%」「人材育成・教育研修費 15.2%」「広報 12.9%」  
「設備費 7.9%」など

### 明確な目的をもった社会的投資としての助成金を

助成団体は、アーティストや社会的な視点で芸術文化活動をおこなうアートNPOを支援するために、助成の目的を明確にし、何を実現するために支援するかを検討する必要がある。とくに公的な助成金は、本来政策的なものであり、中長期的な展望をもって策定された目的を実現すべく、芸術文化活動の発展を促すべきである。したがって、「評価の高いすぐれた芸術への支援」も当然極めて重要ではあるが、同時に、さらに特定領域に重点を置いた芸術や、明確に目的の限定された芸術文化活動に対する助成制度が求められる。つまり、一方で幅広く芸術文化一般を対象にした助成が設けられ、他方で特定の政策を踏まえた目的別支援の助成があり、その双方がバランス良く混在していることが重要となる。そのためには助成金の額、数ともに全体量を増やす必要もあるだろう。

また、助成の目的を明確にすることは、芸術文化への助成金が社会的な投資であるという認識をも促す。つまり、アーティストや社会的な課題をもって活動するアートNPOへ、社会的投資として助成する制度設計が求められているのである。

### 専門家によるプログラムオフィサーの設置が必要

芸術文化への支援には、柔軟性ときめ細かさが必要だ。柔軟性が高くきめ細かい助成を実現するためにはプログラムオフィサーの設置が不可欠だろう。芸術文化をとりまく状況を広く把握し、いまどのような支援が必要かについて専門的に考える能力もった、実務者の人材登用が求められている。日本では行政に比較して企業財団などによる助成プログラムがきめ細かい支援をおこなえるのは、そうした人材を組織的に育成してきた成果だろう。たとえば、リーディング（現代戯曲の朗読）助成、作品やプログラム制作のための取材や視察調査費、アーティストやアート団体のネットワークに活用できるトラベルファンドなどは、きめ細かい支援を必要とするが、それによってアーティストやアートNPOの活動の幅がひろがるメリットは大きい。また、組織運営や設立初期の団体への支援についてどのような方法が効果的かなどの検討もプログラムオフィサーに求められている。

### 助成を受けるアートNPOは、みずからの社会的役割を自覚し、表明する意識を

助成を受ける側のアートNPOは、依存的な発想からの脱却が必要である。好きだからやっているという趣味的な感覚を超え、自分たちの活動が果たす社会的役割を表明していくことがたいせつだ。助成を行う側は、その助成によって芸術文化がどのように発展、進化していくかに期待している。アートNPOにとっては、経済的スキルとしてのマネジメント能力の向上のみならず、それぞれの団体が考える、芸術文化の社会的な役割を明確にし、それをマネジメントする能力の向上が求められている。

### アートNPOに求められる社会的責任

#### ～コンプライアンス（社会的要請への適応と法令遵守）と ディスクロージャー（情報開示）～

NPO法人化したからといって、支援や助成金が受けやすくなるということはない。活動の社会性を示すためには、個人のパッション（情熱）だけではどうにもならない。アートNPOは、私的な趣味の範囲を超えて、その活動の社会性ゆえに幅広く市民から信頼され、共感、理解を得て初めて、支援されるようになる。だからこそアートNPOには、情報公開や社会的要請に対する適用、法令遵守に関する高い意識が必要となる。市民が主体的にとりくむ社会的な活動は、市民自らチェックすることが原則だ。助成金の適正活用、会計報告の開示は、NPOの責務として取り組むことが不可欠である。なかでも芸術文化は趣味や“余暇”として捉えられてしまいかねない状況が少なからずある中、その活動が社会に開かれた活動であり、福祉や教育、環境、まちづくりなどと同じく（社会的）な活動であるという認識が広く共有されるためには、法令遵守、会計の公開、活動の透明化などの情報開示を徹底するのみならず、さまざまな社会的要請に応答する姿勢が求められている。

### 情報収集がたいせつ！

助成金はなんとといっても情報収集がたいせつである。せっかく普段の業務に加えて申請の労力をさくのだから、自分たちの活動に合致する助成かどうかを見極めるようにしたい。助成金に関する情報は、さまざまなポータルサイトが紹介している。たとえば fringe (www.fringe.jp) は演劇のポータルサイトとして非常に充実しており、助成金についての情報の更新も早い。また、アート分野に限らず助成金全般については、財団法人助成財団センター (www.jfc.or.jp) やシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会が運営する NPOWEB (www.npoweb.jp) から調べることができる。ほかに企業のメセナ活動は、社団法人企業メセナ協議会 (www.mecenat.or.jp) が運営するデータベース・メセナビに詳しい。また、アートマネジメントに関する情報や職員募集、イベント情報などはネットTAM運営事務局（トヨタ自動車株式会社、社団法人企業メセナ協議会）が運営するネットTAM (www.nettam.jp) に集まっているので参照されたい。

# アートNPOの取り組み その広がりと課題 インタビュー



### 団体設立の経緯

アートネットワーク・ジャパン（以下「ANJ」）は、2000年4月にNPO法人としての活動をスタートした。「芸術の社会的な力を取り戻すため」という目的で、国際的な視野を持ちながら、東京国際芸術祭の開催、文化施設の企画・運営を中心に、世界のアーティストや諸外国の芸術機関との国際的なネットワークを構築している。NPOとして法人化する以前から、東京国際芸術祭を実行委員会形式で運営していたが、法人化によって事務局を基盤整備すると同時に、東京国際芸術祭を通じて課題が見えてきた舞台芸術環境の整備などの事業化を手がけた。

東京国際芸術祭での海外のカンパニーとの交流や、国内の地方で活動しているカンパニーを紹介してきた経験から、ANJの事務局長を務める蓮池氏は「圧倒的に東京には創作活動の場が欠如していること」を痛感したという。特に地方には、自分たちの稽古場を持っていたり、使われなくなった郊外の建物を借りて深夜まで稽古したりする劇団や、無償で稽古場を提供している公共施設など、東京にはない豊かな創造環境があることを目の当たりにした。

「東京では地方や海外と同じことはできないけれども、いまできることから着手しよう」という思いで、少子化の影響で統廃合された都内の学校をリサーチする「廃校プロジェクト」がスタート。それがNPO法人化した最初の大きなプロジェクトだった。「稽古場不足に悩む若手をなんとか応援したい」という思いと、東京国際芸術祭として拠点となる劇場を持ちたいという思いの2つが、にしすがも創造舎の誕生の動機になった」という蓮池氏。にしすがも創造舎が2004年に開設されて以来、東京国際芸術祭のメイン会場として使うだけでなく、アーティストの人材育成の場として、レジデント・アーティストを迎えて長期にわたる稽古や作品の創作、発表を行っている。

またこうした成果があることで、横浜市の大倉山記念館、川崎市アートセンターの指定管理業務や、急な坂スタジオの管理運営の受託といった行政との協働に繋がった（現在、急な坂スタジオはANJとは別に新規のNPOを立ち上げて運営している）。

### 指定管理者の実践

大倉山記念館と川崎市アートセンターは、どちらもANJは単体ではなく共同事業体として指定管理者となっている。2006年4月から指定管理業務を開始した大倉山記念館では、地元で室内楽のコンサートを継続的に実施している「水曜コンサート」がパートナー。だが、自主事業のための予算が少ないうえに、地元団体による利用のニーズが高いため、地域に密着した活動に対する貸館事業が中心となっている。川崎市アートセンターは2007年10月から、川崎市文化財団との共同事業体で指定管理業務を開始。主たる指定管理者は川崎市文化財団で、財団とANJが協定書を交わし、財団は主に施設の管理を担当、ANJは主に事業の企画を担当している。

共同事業体で指定管理者制度に臨むことは、困難な問題も少なくない。相手方の組織の考え方が、自分の組織の考え方とは必ずしも一致しない場合もある。相手方の組織体制が変われば、施設運営の考え方も変わることもある。両者の業務の分担や収入の配分、スタッフ間の仕事のスタイルや価値観の違いに至るまで、お互いの擦り合わせが必要になる。



### 豊島区との関係

にしすがも創造舎の場合は、公の施設の指定管理者ではなく、普通財産の管理運営委託でもない。豊島区による「文化芸術創造支援事業」の一環で、ANJに無償で貸し付けているというものだ。基本的には、にしすがも創造舎に豊島区からの予算は計上されていない。にしすがも創造舎を貸したことによる利用料収入、自らの事業収入や民間企業からの協賛金によって、ANJのスタッフの人件費や維持管理費が賄われている。

しかし、それでは十分な事業が展開できないため、にしすがも創造舎で豊島区が実施する文化事業をANJが委託を受けて実施したり、文化庁や（財）地域創造の助成金を豊島区から申請してもらい、採択された助成金の一部を委託業務としてANJが執行したりと工夫している。「豊島区は2005年に『文化創造都市宣言』を掲げましたが、予算が潤沢にあるわけではありません。でも、例えば資金調達の方法について豊島区が私たちに相談してくれれば、文化庁や他の助成機関を使っていることがあるんです」。

しかし行政には、担当者の異動が付きものである。にしすがも創造舎の所轄の部課でも担当者は代わった。しかし、新しく担当になった区の職員は、以前の部課での仕事でANJのことを知っており面識もあり、以前からの協働関係は変わらない。「行政は、職員が異動で変わることは分かっていること。変わっても継続して仕事ができることを、ずっと意識してきた」と蓮池氏は言う。「悔しいんです。人が代わったからできなくなったって言われるのが。そのために、誰が行政の担当者になっても認めてもらえるような実績を残すということは、意識しておかないと」。

### 行政との協働、3つのタイプ

これまでのANJの実績の中で、行政との協働による施設運営は3つのタイプに分かれる。公の施設の指定管理者制度によるもの、公の施設の管理運営の受託、そして施設の無償貸付による支援事業という枠組みである。この3つの協働の形態の違いについて比較してみると、指定管理者の場合は、提案書に基づいて管理運営するという原則があり、報告義務もあり、行政から評価される立場になる。しかし、指定管理者としての契約期間中は安定した収入があり、継続性も考えられる。つまり、安定感がある一方で、自由度が低く縛りがある。次に管理運営の受託の場合は、行政側の施策の指針と業務の仕様書に則って、成果を出すことが求められる。指定管理者に比べれば、経営の安定感は乏しい一方で事業の自由度は高い。最後の支援事業の場合は、毎年決められた事業費があるわけではなく、経営的には非常に不安定で、協定の期限は決められている。だが、自分たちで稼いだ収入は自分たちが使いたいように使える。このように、3つの協

働のタイプには、それぞれに長所と短所があって、どれが理想的な協働だとは言えないようだ。

ただし指定管理者の場合は、「行政が施設の管理運営についてどういう方向を目指しているのか、確固たる理念があるのか、ないのか。もし行政に理念があれば、指定管理者に応募しようとする団体の考え方が一致できるかどうか、よく考えて手を挙げるべきです。そのうえで蓮池氏は、「アートプロジェクトは経営が安定してこそ可能で、経営が安定しているということは、優秀な人材を継続的に雇用できるということ。本当は、それこそ最低限の創造環境だと思っけれども、それが適しているところはほとんどない。そういう意味では、指定管理者制度は機会の一つではある」という。そして「指定管理者制度で、にしすがも創造舎が実現しているようなことができれば理想的なんだけどね」と笑った。

### 協賛企業とのつながり

ANJは、トヨタ自動車、アサヒビール、資生堂、松下電器産業の4つの企業から協賛を受けている。しかも、それらの協賛企業には理事を務めていただいているとのこと。つまり、ANJにとって協賛企業は、組織の外部にあるものではなく、組織のガバナンスを担っている。協賛企業が理事として出された意見を事業に反映することもあれば、理事会の資料に不備があっても叱りを受けることもあるそうだ。「大企業から見れば、私たちの経営のあり方に対して言いたいことは山ほどあると思うんです。そうした苦言は私たちにとって、企業や行政とコミュニケーションするのに、とても勉強になります」。企業の方に理事をお願いすることで、組織を外部に開かれたものにして、透明性や説明責任を獲得するということは、結果として組織の社会的な信頼性を高めることになっている。また複数の協賛企業が理事会のメンバーであることは、それぞれの企業が他の企業を互いに意識することで、ANJに対する支援を持続させているという見方もできそうだ。

### 助成金のあり方について

ANJは2000年以来、演劇・ダンスなどの舞台芸術の祭典、東京国際芸術祭を主催している。このフェスティバルには文化庁などの公的な助成金を財源としているが、助成制度について蓮池氏はこう考えている。

「自分たちの努力が足りないことを自覚したうえで敢えて言えば、支援額の上限が、支援対象経費の2分の1以内で、自己負担金の範囲内という制度は厳しい。もちろん、支援金がなくても自己資金で遂行される事業に対して、経費の一部を支援するという前提の理屈は分かる。でも、その制度で大規模の国際的な事業を実施するのは現実的ではない」。この支援金の上限ルールによって、仮に助成金が申請したよりも減額

されると、事業規模を縮小せざるを得ず、事業費が縮小すれば、さらに助成が減額されてしまうという悪循環に陥ることもあるという。こうした状況を改善するためには、「支援対象経費の2分の1以内」「自己負担金の範囲内」という2つのルールの併用を緩和する必要がある。その点で（財）セゾン文化財団の助成制度では、対象経費の費目を指定せず、自己負担金も関係なく、その事業を支援することに特化している。

また、例えば文化庁や芸術文化振興基金の助成では、複数の助成プログラムを重複できないことが、現実的な問題の要因になっている。東京国際芸術祭のように、さまざまなプログラムによって1つのフェスティバルを形成していると、フェスティバル全体として受けている助成プログラムと、参加する個別の団体が受けている助成プログラムとで、重複が発生する場合がある。重複した団体は、フェスティバルのラインナップから外さなくてはならなくなる。

他にも公的な助成制度については、単年度の助成ではなく継続的な助成の枠組みや、助成の考え方として「広く浅く」ではなく「濃く厚く」支援する方向に転換することが望まれるという。「要するに、自己資金がある団体だから事業ができるという考え方ではなくて、例えば、文化庁のお金があったからこそ、この事業が実現できたんだ、という考え方に変わってもいいんじゃないかと思うんですけどね」。



東京国際芸術祭 2007

ANJの場合、アートに関わる仕事に興味を持つ人、将来アートの世界で働くことを志す学生、若い社会人に実践の場を提供するプログラムであるYAMP (Youth Arts Management Projects) を立ち上げ、2008年からは従来のYAMPに代わり、東京国際芸術祭のボランティアスタッフ“TIFクルー”を立ち上げた。実際に、そうした活動に加わった若い人材を雇用してきている。ギリギリの経営の中で、正規スタッフの18人には全員に給料を支払い、保険を適用している。しかし、にしがも創造舎の豊島区との協定、横浜市や川崎市での指定管理者も、いつかは期間を終えることになる。それを考えると、大きな、そして切実な問題に直面する。「その期間内に、スタッフ自らがキャリアを身につけて次のステップに羽ばたけるか、あるいはANJとして一つの事業が終了すれば新たな事業を立ち上げて、組織を維持するのか。2つに1つの選択を迫られていることを常に考えています。事業拡大は一概に悪いとは思わないけれども、常にリスクを背負い続けることはできない」。

もう一つは労務環境の問題。東京国際芸術祭の期間中は多忙を極め、朝10時から夜12時まで働くこともある。決して良好な労務環境ではない。逆に、指定管理者の運営施設では、共同事業体の相手方からは残業を止められ、仕事は追いつかず、新規の人材は雇用できない…というジレンマに追い込まれている。こうした労務環境の違いが、人間関係にも影響する。「指定管理者制度によって、アートNPOで働く人材が生活できる、あるいはビジネスチャンスだと思った時期もあったでしょう。でも、少なからずリスクも発生し、かつ期限がある。そうしたリスクを請け負える覚悟があるかどうかです」。

そのために、組織の管理職が必要になる。自分がやりたいプログラムを、やりたい人間が集まってやるという段階を超えて、経理、法規、総務、そして経営全体をコントロールする人が必要になったという蓮池氏。「NPOとして活動して、今いるスタッフを守って、やりたいこともやっていくという方法を、何とかして見つけた…現状はまだまだ未熟なんだけど」。

アートNPOは、ミッションとモチベーションだけでは走り続けられない。トップランナーであるANJは、そういう段階に入ってきている。

特定非営利活動法人  
アートネットワーク・ジャパン [ANJ]  
団体概要は P.57



## 特定非営利活動法人 NPO 芸術資源開発機構 ARDA

杉並環境博覧会：リサイクル・アート  
展示：高橋理加

### 団体設立の経緯

NPO 芸術資源開発機構 (Art Resources Development Association、以下「ARDA」〈アルダ〉) 代表の並河氏が、父君から経営を受け継いだ銀座のルナミ画廊を閉廊したのは1998年だった。画家だった父君の代から35年間続いた画廊での活動で、数多くのアーティストと出会い、銀座の画廊とのネットワークも広がり、海外とのアートプロジェクトを実践してきた。それでも並河氏は「貸し画廊」という限られた空間の中に限界を感じ、もっと多くの人とアートを繋げる仕事をしたかった。毎日銀座に通っていたのが、ある時、自分が住んでいる杉並という街を見直すと、地域でも芸術活動ができる場所が多くあることに気がついたという。人脈を辿り、杉並区の職員や杉並区在住の美術関係者などと出会い、自ら企画書を書いて「アートセンター構想」を杉並区に提案。アートセンターの実現は適わなかったものの、それがARDA設立の中核メンバーとの出会いだった。

「芸術という資源を開発して、その新しい可能性を社会に活かすこと」「同時代に生きる人間が直面している諸問題を、さまざまな視点から、芸術活動を通して共に考え、新しい方向をさぐること」というミッションを掲げて、並河氏は銀座から杉並に活動の場所を移した。そして、新鋭のアーティストを高齢者ホーム、児童館、学童クラブなどへ派遣し、創造の時間の共有と心の相互交流を図る「アートデリバリー」が始動した。

### アートデリバリーの現場

アートデリバリーには、例えば世界的な舞踏カンパニーである山海塾の岩下徹氏や、美術家の折元立身氏、作曲家の野村誠氏など国際的な実績のあるアーティストも関わっている。こうしたアーティストと一緒に、高齢者施設や児童館に足を運んでワークショップを行うのがアートデリバリーだ。それは美術館や劇場とはまったく違う緊張感のある現場だと並河氏は言う。「アーティストが向き合う高齢者や子どもたちは、必ずしもアートに関心があるとは限らない。それだけに面白くなければ反応しないし、面白ければ反応する。アーティストにとっては本気で接しないと通じないので、よく『怖い現場だ』と言われます」。

この活動を受け入れている高齢者施設では、最近、ボランティアコーディネーターを配置したので、さまざまな人たちがボランティアとして訪れている。こうした中で、並河氏は「これだけボランティアがいれば、アートデリバリーは必要ないんじゃない?」と聞いたことがある。「いいえ、ボランティアとアートデリバリーはまったく違うんです」と施設の介護者は口を揃えて言う。ボランティア活動には、ボランティア側の自己実現という欲求があり、逆に高齢者がボランティアの自己実現に協力している側面もある。しかしアートデリバリーでは、アーティストと高齢者、そして介護者は対等な関係でワークショップをしている。「お互いに、自分のために表現する」ことで、人間としての立ち位置は平等になる。介護する人/される人という関係性を変えて生まれるコミュニケーションには、ボランティアとは大きな違いがある。声を出すこと、絵を描くこと、体を動かすこと、表情を変えること—そうしたことを通して、日常では見出せない潜在している力が出てくる瞬間がある。いつも高齢者や子どもと接している職員がその変化を間近で見て驚く。その積み重ねによって、ARDAのアートデリバリーは広がってきた。



### 不安定な経営基盤

アートデリバリーの意義を理解してくれる人は着実に増えている。しかし、事業の財源は常に不安定だ。アートデリバリーは、公民を問わず助成金を主な財源に事業を展開している。助成金は毎年度申請し、獲得できることもあれば、できないこともある。最近では行政からの委託事業として実施することもあるが、これも中長期の継続が約束されているものではない。継続的にアートデリバリーを実施している施設もあるが、アーティストの謝礼と実費経費を施設側で負担はしてくれないもの、事務局運営の経費は賄えない。その事務局だが、ARDAの事務所は並河氏の自宅となっている。スタッフや関係者との打合わせは、公共施設の会議室やフリースペース、喫茶店で行うこともあるという。外部との連絡調整の事務や資料は増える一方で、何度も事務所スペースの賃貸の話は出るが、なかなか手が出せない。さらに、スタッフの雇用も大きな課題である。スタッフに支払う人件費は、各事業の予算内でどうにか計上するが、事務局運営のための人件費はわずかしか捻出できない。ましてや、社会保険を手当てすることも適わない。そうなると安定した雇用はできず、事業を拡大することもできない。助成金や受託事業の収入が財源であるため、単年度ごとの事業予算は組めるものの、組織の経営基盤を安定させることは難しい。「民間企業の助成金で、NPOの経営基盤強化のために用途を限定しないものもあるのですが、国や自治体の助成金のほとんどが、一つのプロジェクトに対する助成。これだと、事務所を持つことも人を雇用することも、とてもハードルが高いです」。

「ソーシャルベンチャー（社会起業）を目指すべきだ」という意見もありますが、アートをビジネスとして捉えるべきかどうか、ジレンマもあります」という並河氏。例えば、アートデリバリーのような活動を介護のビジネスとして「アートセラピー」と称し、多種多様なメニューを作って人材を派遣するような

形態も、考えられなくはない。しかし並河氏は、アートやアーティストの質を大事にしながら、小さくとも自分が信じている活動を着実にやっていきたいという。

### 杉並区との関わり方

組織の経営を支えるためにARDAでは、アートデリバリーのような事業だけではなく、さまざまな仕事を請け負っている。その面で、杉並区役所との関わりは大きい。杉並区が主催するイベントのポスターやチラシなどのデザインや展示会でのサイン計画といった、デザインに関わる仕事をしたことも何度かある。しかし、こうした区の委託業務は入札となり、営利企業であれNPOであれ、価格競争に晒されてしまう。杉並区には、NPO活動を支援するユニークな制度がある。寄付者が寄付したいNPO法人を個別に希望し、税制上の優遇措置が受けられるという「NPO支援基金」である。区民、団体、事業者からの寄付金をNPO支援基金に積立て、区に活動登録をしているNPOからの申請により、その団体の公益的な活動に資金を助成する仕組みとなっている。しかし、寄付金が区の基金を通されることで、寄付者が希望するNPOへ寄付金全額が助成されるとは限らない。他の助成申請と同様に活動申請をしなければ、いくらNPOを指定して寄付を希望する人がいても寄付金全額は望めないで、NPO側はこの制度の活用を躊躇してしまう。また、寄付者への税制上の優遇も、大口の寄付であればメリットはあるが、小口の場合はメリットを感じにくい。そうした理由から、ARDAにとってこの制度は必ずしも使いやすいものではない。また杉並区は指定管理者制度の導入にも積極的で、区内の各地区に設置された「ゆうゆう館」という高齢者向け施設を、小規模のNPO法人などに管理業務を委託している。しかし区からの管理委託費は、施設の維持管理費とスタッフへの最低限の人件費程度の少ない金額だという。いまのARDAの体制で指定管理者として施設管理業務を請け負えば、本来ARDAとしてやるべき事業ができなくなるため、断念したそうだ。杉並区はNPOの活動が活発で、ほかの自治体に先駆けて行政の業務の民間への委託が進んでいると言えるだろう。その一方で、本来的に行政としてやるべき事業の公益性はどのようにして担保されるのかという意見もあるようだ。また、NPOは行政が発注する業務の下請けのような位置づけになってしまうことにも、危機感を持つ。

### アートNPOの人材

厳しい状況の中でも、ARDAの活動に興味を持つ若い人は多い。興味を持った若い人を繋ぎとめておくことは、そう簡単ではない。これまでARDAでは、アートデリバリーに関わる人材を育成しようと「アートデリバリー講座」を企画した。参加者の多くは、多種多様なアートマネジメントの経験をするため、あるいは自分自信のやりたいことを模索する「自分探し」のために参加する人が多かった。こうした動機では、関わりは長続きしない。昨年暮れ、トヨタ自動車株式会社と（社）企業メセナ協議会が企画運営しているアートマネジメントのポータルサイト「ネットTAM」に、アートデリバリーでのアルバイト募集の情報を掲載してみると、驚いたことに、掲載開始から3日間で応募者は17人に達した。アルバイトから手がけて、今後、共に活動できる人材を育てていきたいと思う。アートマネジメントに興味のある若い人材がやりがいを感じる舞台として、ARDAに企画提案をして欲しいと思う。社会人として働いた経験のある人や子育ての経験がある人で、「もう一度アートを勉強したい、アートに関わりたい」と思っている人であれば、どうしたら自分を活かし共に活動できるかを考えて扉を叩いて欲しい。



### ネットワークが状況を変える

経営基盤や人材の問題は抱えているものの、並河氏は、アートNPOを取り巻く状況には変化を感じている。そしてその変化は、ネットワークによって生み出されている。並河氏は、地元の文化団体のネットワークである杉並区文化協会の理事を務めている。理事会で「杉並区の文化政策のビジョンを打ち出す時期にきているのではないのでしょうか」と発言したところ、杉並区の文化政策担当課長が好意的に反応してくれた。こうした意見の積み重ねが、地域のアートNPOの環境を少しずつ変えていくと感じている。また、もう一つは、アートNPOリンクの活動である。アートNPOリンクの理事でもある並河氏は、昨年、アートNPOリンクと文化庁との共同勉強会に参加した。文化庁の職員は、それぞれのアートNPOの活動に関心を示し、事業のユニークさや経営基盤の問題点に理解を示してくれた。その勉強会では具体的な施策の変化を示されたわけではない。しかし、対話が始まったこと自体が、小さいけれども大きな変化だと感じたという。

「アートNPOは、最初は個人の意志で始まります。そこに社会的な価値を見出せるかどうか、大きな課題です」という並河氏。「日本国憲法には、『すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』という条項があります。『文化的』であることは、基本的人権や人間の生死に関わっているはずですが、最低限度の生活とは？これでは私たちのやっている活動は余分なものになってしまうのではないのでしょうか…高齢者や子どもにアートを届けることは社会福祉と同様な権利として、社会的に保障されなければならないと感じています」。

特定非営利活動法人  
NPO 芸術資源開発機構 [ARDA]  
団体概要は P.66



特定非営利活動法人  
芸術家と子どもたち

建築家 (MOUNT FUJI ARCHITECTS STUDIO) の授業

## 団体設立の経緯

“芸術家と子どもたち”代表の堤氏が、アーティストが小学校へ出かけて行って、先生と協力しながらワークショップ型の授業を実施するプロジェクトを始動したのは、1999年の秋だった。このASIAS (Artist's Studio In A School) というプロジェクトを始める以前は民間企業の一社員だった堤氏。勤めていた企業が設置・運営する都内のイベントホールのスタッフだったが「芸術は普通の人の生活の中で、もっと身近に存在できるのではないか」という漠然とした思いを持って、その企業を退職。その後、芸術の普及活動を行う団体や、大阪で大型児童館の開館準備などの仕事を経験しながら、子どもを対象としたワークショップなどを企画・実施してきた。「その頃は『アウトリーチ』という言葉も使っていなかったですけど、普通に生活する人のところにアーティストを連れていく活動をはじめていました」という堤氏。

そうした現場の経験を積んで、ASIASをスタートさせた。2000年7月に、東京都豊島区の小学校での作曲家の野村誠氏の授業が、ASIASの第一歩となる。2001年にNPO法人化し、当初は渋谷区に事務所を置いていた。2002年から2004年にかけて豊島区の廃校である旧千川小学校に事務所を移し、2004年8月から現在のしずがも創造舎に移転して現在に至る。

「当初、芸術を振興するという考え方を持って活動してきたのが、徐々に、学校に通う子どもの成長にとって必要な体験を提供するという意識に変わっていきました。いまでは子どもたちがアート・ファンや劇場に足を運ぶようになってほしいという強い期待を持っているわけではなく、ただASIASでの体験が、彼らの人生に役に立つことができればいいと思っています」。

## ASIASでの取り組みと実績

ASIASで授業が始まった2000年度には、年間で7校の小学校、総参加者350名がアーティストによる授業を受けた。2001年には年間16校で約1,600人、2002年には年間28校で約2,800人へと着々と事業は拡大、それ以降はほぼ横ばいとなっている。2007年からは保育園にアーティストを派遣するプログラムも始まった。実施校は東京23区のみならず、多摩地域や都外の場合もある。このように広がってきたASIASの特徴は、先生・子ども・アーティストという三者にとって、相互に良い関係を形成できるようにコーディネートすること。「子どものためだけでもないし、先生のためだけでもない。かといってアーティストがやりたいことを単に実現するために学校を使うわけでもない。それぞれに得るものがあるような関係を作りたい」。どの立場にとっても「他者との関係をどう築くか」ということが大きなポイントになる。

派遣するアーティストは、美術、音楽、ダンス、演劇などそのジャンルにはこだわりはないが、常に新しいアートを生み出している現代のアーティストが登用される。実施する授業の枠は、総合的な学習の時間が半分くらいで、図工、音楽、体育、国語などのケースもある。ダンスクラブや器楽クラブといったクラブ活動にもアーティストを派遣する場合もある。

授業の内容については、先生とアーティストのやりたいことが必ずしも一致するとは限らない。そこがコーディネーターの役割となる。「まず学校側の意向を聞いてから、アーティストを誰にするかを考えます。ただ難しいのは、先生は自分がイメージできる範囲の授業内容を要求するわけですが、それだと授業にアーティストが加わる意味があるとは限らないんです。アーティストと一緒に新しい試みにチャレンジできるような先生かどうか。そこがコーディネートするには大きな要因になる。また、授業を受ける児童の人数の問題も大きい。大人数の子どもを相手にできるアーティストか、個々の子どもに向き合いたいアーティストか。こうした要因によっては調整が容易ではないこともあります」。

## ASIASの現場と学校の環境

ASIASによる授業で学校との調整が難しい点は、学校を取り巻く環境や制度の問題も少なくない。例えば、授業の対象を全校児童、あるいは学年の全児童に受けさせたいという要望。1クラスだけ違う授業はできないといった考え方もある。校長や副校長などの管理職と、クラスの担任との意識のズレや立場の違いが、調整に影響することもある。

また豊島区内の学校で実施する場合、区の教育委員会が校長会を通して実施校を取りまとめて、“芸術家と子どもたち”が実施校の教員と一緒に授業内容を調整している。そこで、教育委員会は授業の「指導案」を提出するように学校に対して求めている。堤氏は「教育委員会としては、単にアーティストが学校に来て授業をお任せしてしまうのではなく、教員が主体的に授業を行うように指導すべきだ、という意図があると思います。ただ現場の教員としては、教育委員会のための書類作成があることで、負担が増える側面もあるわけです」という。子ども・先生・アーティストという三者に、教育委員会という立場が加わって、関係がやや複雑になるわけだ。

しかし豊島区以外の学校のように、直接、“芸術家と子どもたち”に授業を依頼するだけでは、新たに手を挙げる学校は簡単に増えない。教育委員会を介することで、いままでASIASに関心を持っていなかった学校も手を挙げるようになったことは大きい。「最初の出会いがないことには、何も始まらないわけですから」。教育委員会との関係は、プロジェクト全体の意義を行政として認めて、最初の出会いをマッチングしてもらうためには重要で、学校側をやる気にさせて校長や副校長といった管理職を説得する大きな役割も担っている。

## 教育制度の変化について

周知の通り、昨年以来、教育基本法をはじめとして教育に関わる大きな制度改革が進んでいる。堤氏は、教育制度の変化についても関心を持って見ている。「2002年度の学習指導要領の改訂というのは、いま考えても大きな改訂であって、教科書のない総合的な学習の時間というカリキュラムが生まれたこと、学校を外部に開いて地域が関わっていく方向性が示されたことは、現場を大きく変えたと思います。ただ、現場が混乱したことも確かだと思います」。続けて「新しい学習指導要領への改訂の考え方は、見方によれば、前の学習指導要領の基本的な考え方とそれほど大きくは転換していないと見ることもできると思います」。

ASIASは、総合的な学習の時間の導入時期や、学校が地域に開かれていく方向性を見計らって立ち上げたという堤氏。学校の現場に足を運び続けて感じるのは、忙殺される教員。生活面の指導や学校運営の事務、保護者への対応などによって、授業のことを考える時間が奪われてしまう。そうした状況のなか、総合的な学習の時間には、教科書はなく、教員

自らがカリキュラムづくりを一から行なうわけだが、そこで外部の人間が教員をサポートすることが期待される。ただ実際には外部の人間が入ることで教員の負担は増える。「それは、はっきり言うことにしています。先生の負担は増えますよ、アーティストは決して先生の替わりではありませんから、と」。



振付家 (勝部ちこ) の授業

## 行政とNPOの関わり方

“芸術家と子どもたち”は、拠点を置いている豊島区だけでなく、さまざまな自治体と事業を展開している。その際の行政からの仕事は、業務委託の場合と謝金の場合があるそうだ。行政側は謝金の方が事務処理はしやすいが、仕事を受けるNPO側にとっては、アーティストへの謝金だけでなく、ワークショップにかかる材料などの実費やコーディネート業務の対価を謝金の中で配分しなければならない。一方の業務委託の場合は、その業務にとってNPO固有の専門性が認められなければ、入札制度によって価格競争にさらされてしまう。どちらにしても、行政とNPOは対等で持続可能な関係にはなりにくい。

また公的な助成制度にも、さまざまな面で課題がある。例えば文化庁の「文化芸術による創造のまち」支援事業では、事業の実施主体は単独の団体ではなく、都道府県や市町村と実行委員会を構成することが前提になる。そのため実行委員会としてのコンセンサスが必要となり、自治体は議会を通さなければならなくなる。また「学校への芸術家等派遣事業」では、実施を希望する学校が教育委員会を経由して応募する仕組みとなっている。しかも日程申請した内容に変更が出た場合、学校と教育委員会を経由したやりとりが何度も発生する。実際にはその調整はスムーズにいかない。「結局、NPOなどの民間団体が直接、文化庁に申請できるような制度にすれば、もっとスムーズになるのではないかと堤氏は言う」。

行政とNPOの関わり方は、謝金や業務委託であれ、助成金であれ、いずれにしても一つの事業に対する対価や支援で

あることに変わりなく、それではNPOが持続的に人材を雇用する経営基盤は成立しない。しかし指定管理者制度では、公の施設を維持管理するための人件費は認められており、営利・非営利を問わず民間の指定管理者に支出している。「要するに、ハコモノを持っていれば人件費が認められるんですが、ハコモノを持たないでソフトを提供する組織には事務局人件費が出ない。その違いは、あまりにも大きいです」。

### 研究機関の必要性

指定管理者制度について堤氏は、「制度の本質的な部分が、“芸術家と子どもたち”には適していない」と考えているが、仮に施設運営の可能性があるとすれば、美術館や劇場よりも、子どもに関わる施設について関心を持っている。それは、日本国内の「児童館」とは少し違っている。堤氏は「街にある小さな児童館だと“子どもの居場所”のような性格だし、大型児童館だと関心の高い親子のための、ある種の“アミューズメントパーク”のような性格。そのどちらでもなく、あるいはその中間的な性格で、スペースの運営と同時に、子どもに関する研究機関を有する施設」という。「現場での活動が、制度に反映されて社会に広がっていくためには、どうしても研究機関が必要だと思うんです」。

堤氏が考える研究機関としての取り組みの一つには、ASIASのような活動の検証と評価だと言う。「たった数日間体験したことが、子どもの人生にどのように影響したかを検証することは簡単なことではないですが、まずは、それを検証するために評価委員会のようなものを立ち上げたいと思っています」。教育学を専門とする大学の教員や教育委員会とも相談しているが、それはASIASの活動に対する評価に止まらず、学校に対する評価のあり方ともつながってくる。例えば、学校が外部の人材をどのくらい登用したのか、その人材をいかに有効活用できたのか、創造的な授業が実施できたのか、ということも評価項目になり得るのではないかと。

### 政策提言の試み

制度や社会を変えていく手法としては、政策提言という形もある。堤氏は、新しい学習指導要領の改訂に向けた、図画工作科の授業時数の増加を請願するための署名活動に取り組んでいた「がんばれ! 図工の時間!! フォーラム」実行委員会の委員でもある。実行委員会の委員長は東京藝術大学大学院教授でアーティストの藤幡正樹氏、事務局は大東文化大学准教授の苅宿俊文氏が務めている。

シンポジウムやインターネットでの広報活動を展開し、メディアでも数多く取り上げられた結果、署名の総数は、30,235を数えた(2007年3月31日時点)。フォーラムからは、「図画工作の授業時間数をふやすことに賛成します」という要望書と

ともに、文部科学省大臣宛に提出された。この署名活動は「ある程度の効果があった」ようである。つまり、文部科学省初等中等教育局に各教科の調査官がいて、図画工作の担当調査官は理解がある。その調査官の発言をサポートするデータの裏付けとして「署名数」は一定の効果があったようである。

「行政に改革を訴えても、改革することが評価に繋がらないのであれば、誰も制度を変えようとは思わないでしょう。まずは、誰に対して改革を訴えるのかということを見極めることです」という堤氏。「でも、誰にも言わなければ何も変わらないのは確かですし、言う以上は結果を出していくことが大事です」。

### 全国に波及するASIASの成果

ASIASを始動してからの成果を伺うと、堤氏は、他のNPOと同様の取り組みが広がったことを挙げた。その一つの証しが「トヨタ・子どもとアーティストの出会い」である。この事業は、トヨタ自動車株式会社による社会貢献活動の「人材育成」分野での次世代教育プログラムとして始まった。2003年度の京都を皮切りに、沖縄、札幌、愛知、大分、群馬と広がり、2008年度は岡山でも開催される。

このプログラムで重要な点は、トヨタ自動車株式会社と“芸術家と子どもたち”、そしてプログラムの全国コーディネートを担うNPO“子どもとアーティストの出会い”が連携し、各地域のアートNPOが主体となって事業が展開されているところにある。ASIASを一つのモデルとしながら、それぞれの地域のアートNPOが独自性を発揮することにより、さまざまな経験を蓄積し、共有している。また、異なる地域間でのアートNPOの連携、行政や企業といったセクターを越えた協働によって、「多様な価値観を認め合う力と豊かな感性を育むこと」という活動理念を共有することができる。そして、秀逸なプログラムは地域の実情に応用されて、さらなる幅広い展開へとつながっていくのである。

堤氏が、初めて学校にアーティストを派遣してから8年の歳月が流れた。いまでは同様の事業を手がけるアートNPOも多いなかで、“芸術家と子どもたち”には、より広い視野からの期待が寄せられている。

特定非営利活動法人  
芸術家と子どもたち  
団体概要は P.65



### 設立の経緯

ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク(以下「JCDN」)の設立は、代表を務める佐東氏の米国でのインターンの経験が大きな要因になっている。京都の舞踏カンパニー、白虎社に所属していた佐東氏は、1994年にカンパニーが解散した後、ニューヨークの「ダンス・シアター・ワークショップ(DTW)」というNPOでインターンとして働いた。そこでは「社会とダンスを繋げる方法をいかに生み出していくか」「ダンスを社会の中でどう広げていくか」という問いに対して、さまざまな方法で具体的な答えを編み出していた。逆にニューヨークから日本を見ると、ダンス活動を実践している人々が、狭い範囲の競争やヒエラルキーに追いつけられ、社会との接点が閉ざされている状況が見えた。

DTWで、米国全土からダンス関係のディレクターが集まって会議をするのを目の当たりにした佐東氏。「その場にいる人々がヒエラルキーのない立場で、ダンスを取り巻くさまざまな問題を熱く語り合う姿に、本当に驚いた」と言う。DTWのディレクターが言うには、「米国でも、こうしたネットワークがなかった頃は誰もが孤立していた。同じことを考えている人間が3人いれば、ネットワークは可能。きっと日本でもできるはずだ」と勇気づけられたという。

ニューヨークのインターンを終えて日本に帰国した佐東氏は「DTWのような中間支援組織が日本にもあれば」と考えて、パートナーの水野氏と共に1998年から3年間かけてJCDN設立準備を開始した。幸いにも、(財)セゾン文化財団がその年から始めた「ダンスのための創造環境整備活動」の助成を得て、全国のダンス状況の調査を開始できた。調査では、全国各地の民間非営利の小スペースなどがコンテンポラリーダンスのプログラムをおこなってはいるものの、それぞれを繋ぐネットワークがないことが分かってきた。特にその中で、札幌のコンカリーニョ、東京のセッションハウス、横浜のSTスポット、大阪のTORII HALL(現在のNPO法人ダンスポッ

クスが任意団体として活動していた施設)の4つのスペースは、ニューヨークや米国各地で接したダンスの中間支援組織のような役割を、それぞれの地域で果たしていた。

### 『踊りに行くぜ!!』のはじまり

その調査を始めた頃に、アサヒビール株式会社の加藤氏と出会う。「とにかく早く、何か具体的なプロジェクトを立ち上げるべきだ」という加藤氏からの助言を受けて、まず佐東氏が考えたことは「札幌、東京、横浜、大阪の4つのスペースをつなげられないか—そのアイデアが『踊りに行くぜ!!』のきっかけになる。4つのスペースのプロデューサーたちは、同じような方向性を見据えているにもかかわらず、お互いについてあまり知らなかった。そこで、これらの4つのスペースがそれぞれアーティストを選出し、1つのプログラムを組んで巡回するというスタイルを考えた。このアイデアを加藤氏に話したところ、「すぐにでもやった方がいい」という返事で資金面のサポートを約束してくれた。そして同時にトヨタ自動車株式会社にも声をかけてくれて共同で支えてくれることになった。こうした心強い支援の中で、2000年に第1回の『踊りに行くぜ!!』は立ち上がった。当時は、各地のダンサーやプロデューサーの誰もが、自分の住む地域以外で公演するのは難しいと思っていた。そこで佐東氏は「各地の主催者が地元公演制作にかかる経費を負担して、JCDNがアーティストにかかる経費を助成金や協賛金によってカバーすることができれば、他の地域で活動しているアーティストを地元アーティストと同等の扱いでプログラムに取り上げることができる。まずその出会いを作ることが、次の可能性を生むのではないか」という思いで、1回目の『踊りに行くぜ!!』を実行。さまざまな課題はあったものの、ダンサーもプロデューサーも、やったことの意義を実感してくれたという。



踊りに行くぜ!! in アジア vol.1 マニラ公演：2007年8月-9月 アジア4ヶ国5都市（マレーシア/クアラルンプール、タイ/バンコク、フィリピン/マニラ、インドネシア/ソロジャカルタ）にて開催

### 広がりと成果、次なる展開

その後も佐東氏は全国各地を訪れて、同じような課題を抱えて、同じ方向性を目指している各地の団体と出会い、それらをつなげるために『踊りに行くぜ!!』を続けた。2回目で開催地は8箇所、3回目は12箇所へと着々と広がりを見せ、各地のアートNPOとのネットワークが広がった。そこに徐々に加わってきたのは、公共ホールや自治体が出資した文化財団だった。佐東氏はこう説明する。「それまでの地方の公共ホールや文化財団の役割は、東京や海外から有名なアーティストを呼んできて地域住民に紹介することでした。それが、ちょうどその頃から地元のアーティストを育成し、地元から発信することを公共ホールが意識し始めた。その流れに『踊りに行くぜ!!』が巡り合ったということは言えます」。2007年に8回目を迎えた『踊りに行くぜ!!』の開催地は21箇所となった。そのうち半分以上は公共ホールとの共催だという。

いまや、コンテンポラリーダンスは東京や大阪だけでなく、京都、広島、松山といった都市からも優れた人材を輩出している。ダンサーにとって、地方にいても才能を開花させることや、他の地域の人材に出会えること、そして海外の舞台へとステップアップすることが可能となった。それと同時に、地方のアートNPOや公共ホールが、地元の新しい人材を発掘すること、企画制作のノウハウを吸収すること、そして独自で企画をコーディネートすることが可能となった。その変化に『踊りに行くぜ!!』が与えた影響は大きい。「当初から狙っていたのは、システムを作ること。JCDNがやらなくても、他の誰がやっても成立するようなシステムや方法論を作りたいと思っていました。最近では、地方でもJCDNに頼らずに自力でダンスのプログラムを企画し、できるところが出てきました」。

いまや『踊りに行くぜ!!』は、アジアに広がっている。日本の方式と同じように、アジア各国からアーティストを選出し、ミックスさせた出演者で巡回公演ができることを目指している。「日本のダンサーにとって、いままで欧米に向いていた目がアジアに向くことで、大きな刺激を受けることになるでしょう。一方のアジアのダンサーは、日本での公演は貴重なチャンスです」と佐東氏は言う。

### 資金繰りを支えるための苦勞

こうしてJCDNの事業は拡大し続けてきた。しかし、その経営基盤は決して安定しているとは言えない。「『踊りに行くぜ!!』の3回目から、文化庁に助成金の交付を受けるようになりましたが、年々、開催地が増えるごとに経費も大きくなり、お金を立て替えるのが難しくなりました」。公的な助成金の交付は、ほとんどの場合は事業を完了し、報告書を提出してからである。そのため助成交付金額は、事業を開始してから終了するまでの期間は自己資金か、借入金で立て替えなければならない。

毎年度、『踊りに行くぜ!!』は4月当初から制作が動き始め、最終の公演は3月。その12ヶ月間で、特に上半期の6ヶ月間は収入のない状態で、打ち合わせのための交通費や宿泊費、広告宣伝費などの実費、人件費も発生する。そして10月からは公演が始まる。例えば2008年の場合は49組のアーティストがプログラムに参加しているが、その交通費やホテル代など、かなりの金額が重くのしかかってくる。「この厳しいキャッシュフローは、精神的にもとてもハードです。京都市は助成金等内定者資金融資制度があって、助成金などの交付が内定していれば、無利子で資金を融資してくれます。とてもありがたい制度でJCDNも活用させてもらっていたんですが、1事業につき300万円が限度額なので、ある時期から立て替えが追いつかなくなったんです」。JCDNは2年前から、地元の京都銀行の融資を受けられるようになり、なんとか乗り切っているという。しかし、この融資も毎年審査が行われるため、継続の保証はない。

事業完了後の交付という制度では、財政基盤が強くなければ事業の実施は困難だ。しかし、財政基盤が弱いからこそ助成金を必要としていることも事実だ。「確実に事業を実施することを証明できるような段階、例えば公演のチラシが刷り上がったタイミングで、交付予定額の2分の1が支払われるといった制度になれば、ずいぶん状況は変わるんだけども…」。もちろん資金調達の努力は助成金だけではなく、企業からの協賛金や、行政からの受託事業による収入など考えられる方法を働きかけている。それにしても、事業全体のキャッシュフローを支えることは、なかなか困難だという。

#### 助成金での人件費の取り扱い

もう一つ困難を感じている課題がある。それは、スタッフの人件費と助成対象／対象外経費の区別である。多くの公的な助成制度はプロジェクトに対する助成であって、団体の運営全体に対する助成ではない。そのため、スタッフに対して給料として支払われている場合は、助成の対象外の経費となる。年間を通じた団体運営のためのスタッフと、助成事業を担当したスタッフとを、会計上の明確な区別が求められている。しかし規模の小さなアートNPOは、事業を担当するスタッフが団体運営を兼ねているのが実態である。

「公共ホールを運営する自治体出資の文化財団のように、人

件費など団体の経常的経費を税金などの財源で賄える団体では、職員の給与を助成対象経費にできないのは理解できます。しかしアートNPOの場合、経常的経費のための財源は極めて乏しく、最小限の組織で効率的、効果的な事業に務めています。特に助成金を受けるような事業の場合は、準備なども長期にわたります。当たり前の話ですが、その間もスタッフは食べられないと仕事を続けるのは無理です。また、他のアルバイトをするような時間の余裕もありません。しかし助成金などのお金が入るのは終わってからなので、JCDNとしてはそれまでは銀行の融資や別事業のお金をまわして毎月スタッフに支払うことになります。それを給料と見なすことはわかるのですが、そのためにスタッフの人件費が、まったく助成の対象外となってしまう仕組みはNPOにとってはきついですね。なぜならアートNPOは、団体を運営することが目的ではなく、それぞれのミッションに向かって、文化プログラムを実現、実行していくためのものだからです。例えば、アメリカのNEAのように助成金の中に制作スタッフの人件費を計上できる計算式のような方法が日本でもできないかと思います。続けて佐東氏は言う。「私たちのように、長い間ダンスに関わってきて『自分の一生の仕事としてやっていこう』と思っている人間は、いろんな困難があってもなんとか活動を続けられる。けれども若い世代が仕事を持續できる道筋を発見できなければ、どこかで道をあきらめざるを得ないんじゃないか」。銀行からの融資を受けなければ活動の持続や発展が望めないような状況で、次の世代のアートNPOもリスクを負い続けることはできるのだろうか。文化振興の担い手として、アートNPOの役割は大きくなっているものの、その持続・発展を可能にするためには、これまでの助成制度に何らかの変化が求められている。

#### 地域文化の担い手は、誰なのか

もちろんアートNPOは、単体で文化振興を担うことはできない。自治体や自治体出資の文化財団、企業や市民など、多様なセクターと協働することで役割を果たしている。現場での実働だけでなく企画立案のブレイン、さらには地域の文化政策を誘導し、多様なセクターを結びつける接着剤のような役割もある。

しかし、アートNPOにとっての重要なパートナーの一つである自治体は、担当者の異動が付きものだ。JCDNでも行政職員と協働することは多いが、数年ごとに異動があるたびに「誰が責任を持って地域文化を担うべきなのか、考えてしまう」と佐東氏は言う。「行政職員の異動については、意見を言っても変わるものではないということは分かっているし、だからこそアートNPOの存在意義もあると思うけれども、もう少し腰を据えて、長い目で地域の文化がどうあるべきかとうことを一緒に構築すべきではないかと思います。そして、

たとえ担当者が変わっても、この事業は地元にとって絶対に必要なんだと誰からも思われるような事業を形作っていくしかないだろうと今は思っています」。

### 国際的なネットワークへの発展

「協働」という意味で、近年のJCDNの重要なパートナーは、海外各国の大使館や文化機関である。2006年はオーストラリアとの協働プロジェクトを行い、2008年は日英修好通商条約調印150周年を記念した『UK-JAPAN 2008』という日英の交流プロジェクトでもJCDNはダンスの企画を進行している。JCDNが英国芸術評議会（アーツ・カウンシル）やブリティッシュ・カウンシル、さまざまな劇場やダンスの中間支援組織とのネットワークを形成することができたのは、アートNPOならではの機動力や専門性が認められたからこそだろう。共通の目的に向かって、できることとできないことを擦り合わせながら、対話のキャッチボールを重ね、成長させていく。そこには、組織の規模や立場を超えて、対等なパートナーシップが成立しているという。

オーストラリア、英国だけでなく、イスラエル、韓国、中国、東南アジア諸国、アメリカなどとの協働企画で関係を構築してきたJCDN。佐東氏は「ダンス自体が言葉を使わない表現なので、国境を越えても言語の壁がない。それは、大きな強みだと思います」と言う。

JCDNは、2006年度に「国際交流基金地球市民賞」を受賞した。「社会と芸術を結ぶ中間支援型のNPOとして日本と世界のダンス関係者間のネットワークをつなぐとともに、海外の団体と振付家やダンサーの交流を通して共同制作を推進するなど、日本と世界のダンスネットワークの橋渡し役となっている」ことが受賞の理由となっている。その授賞式で佐東氏は、「JCDNの最終目的は、『ダンスで日本を変えるぞ!』ということです」とスピーチした。

さまざまな困難を抱えながらも、JCDNは力強く歩み続けている。日本と世界の「橋渡し役」だけでなく、異なる地域や異なるセクターの「橋渡し役」としての活躍が、今後も期待される。そして、JCDNの後に続くアートNPOや、アートNPOに関わる人材が育つことを期待したい。

特定非営利活動法人
<span>ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク</span> <span>【JCDN】</span>
<span>団体概要は P.76</span>

2006年度のアートNPOデータバンクは、「どこにどんなアートNPOがあるの? どんな活動をしているの?」をテーマに、活動概況に関する調査をおこないました。右記に、2006年度調査報告より一部抜粋してご紹介します。

# Arts NPO Databank 2006

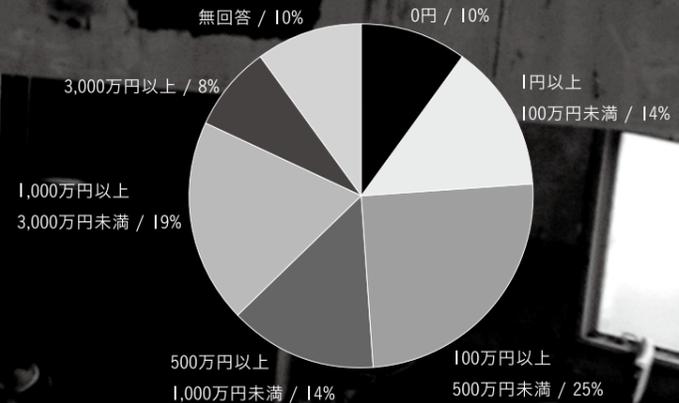
## どこにどんなアートNPOがあるの? どんな活動をしているの?

アートNPOデータバンク2006年度版は残部僅少につき、お求めはお早めに!  
2006年度版をお求めの方は、アートNPOリンク事務局までメールにてお申込みください。

- 申込先 research@arts-npo.org
- 申込方法 上記メールアドレスに下記必要事項をご記入のうえ、必ず件名を「アートNPOデータバンク2006送付希望」としてお送りください。
  - ① 郵便番号
  - ② 住所
  - ③ ご所属
  - ④ お名前

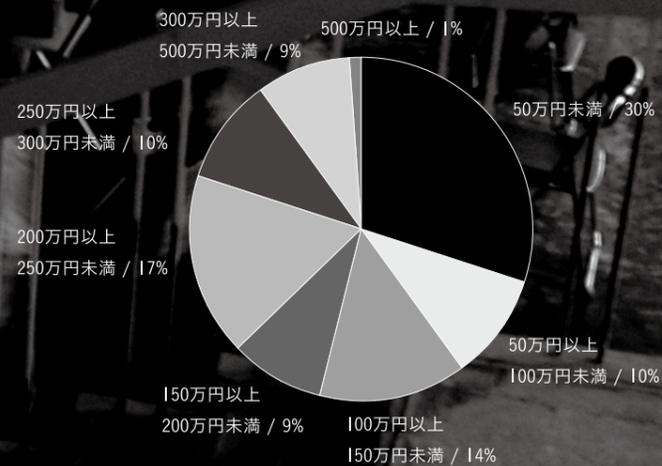
※頂いた個人情報は、厳正に管理し目的外に利用致しません。

### — 組織の規模と形態より 法人収入



財政規模を比較するため法人の年間収入をみると、NPO法人全体の傾向と同様、50%近くが500万円未満である。しかし平均値をみると1,047万円とNPO法人全体の平均収入2,147万円の半分に満たない。これは、3,000万円以上の法人の割合がNPO法人全体と比べて少ないこと、年間収入0円の法人の割合がNPO法人全体と比べて多いことの両方の影響による。

### — 職員の内訳と給与水準より 給与の平均額(年間)



常勤有給職員が0人あるいは無回答、または給与の平均額を無回答のものが60%あった。回答のあったものだけを円グラフにとったところ、有給であっても30%が年間50万円未満、80%以上が250万円未満である。その平均は142万円、中央値は120万円。  
※日本の世帯所得は年間平均(中央値も)500万円

# Arts NPO Databank 2006